

紀美野町第2回定例会会議録

令和元年6月18日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和元年6月18日（火）午前9時00分開議

第 1 議案第80号 物品購入契約の締結について

第 2 一般質問

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10番	美 野 勝 男 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	坂 昌 美 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執行部から議案第80号、また総務文教常任委員会委員長から発委第1号について提出がありましたので、本日本会議開会前の議会運営委員会で御協議をいただき、議案第80号については、本日の日程に追加し、本日は説明のみとし、開会日に説明を受けた議案とともに21日に質疑、討論、採決を行い、また発委第1号については21日に審議することになりましたので、報告し、御了承願います。

（午前 9時04分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第80号 物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第80号、物品購入契約の締結について議案とします。

説明をお願いします。水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） おはようございます。

それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第80号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的、令和元年度可搬式発電機購入事業でございます。

契約方法につきましては、指名競争入札によるものでございます。

契約金額は、537万7,320円。

契約の相手方につきましては、和歌山市広瀬通町2丁目30番地、株式会社富士商會、代表取締役、藤田雅也。

この発電機の購入につきましては、停電や災害等の不測の事態に備え、緊急時でも水道施設が停止することなく水道水を提供できるように対策を行うものでございます。

本契約による購入台数は3台でございます。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(水道課長 長生正信君 降壇)

◎日程第2 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、1つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は8人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） おはようございます。

議長さんの許可をいただきまして、元号がかわって最初の議会での最初の一般質問です。よろしくお願いいたします。

質問の1点目は、国民健康保険への法定外繰り入れについてです。

各市町村が決める2019年度の国民健康保険税について、少なくとも311市町村が税率を改定しました。その税率をモデル世帯に当てはめて計算すると、半数近い140市町村が値上げとなります。残り半数は据え置きで、値下げをしたのは24市町村だけでした。値上げ幅を見ると、既に5万円以上の事例も出ている上、値上げした140市町村のうち6割の84市町村が18年度から2年連続の値上げとなります。

紀美野町は、昨年度に続き、今年度も税率の改定を行いました。その結果、モデル世帯の比較で昨年度は下がった世帯でも今年度は全ての世帯で上がることになります。

まず、応能分の所得割を1.1%引き上げて10%から11.1%に、資産割を7%下げて56%から49%にしました。応能分だけを見ると下げ幅のほうが大きいことになります。しかし、均等割を1,300円引き上げて1人当たり3万7,600円としました。両親と子供2人、4人家族の均等割は単純計算で15万400円になります。

紀美野町の2019年度国保税モデル世帯で見ると、4人家族で40歳以上65歳未満2名、所得200万円、固定資産額5万円のモデル世帯だと1,500円上がり、年額3万7,600円となりますが、同じ4人家族で40歳以上65歳未満2名、所得

200万円、固定資産なしの場合、2万3,370円上がり、年額35万1,570円となります。

所得額200万円の世帯が、世帯の実収入はわかりませんが、仮に350万円程度としたら1割の国保税を払うことになります。紀美野町が国保税率を2年連続で改定せざるを得なかった主な要因は、従来から実施していた一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れをやめたことによるものです。自治体が保険者になっていた国民健康保険は、昨年4月から都道府県単位化に移行しました。自治体国保の保険者は、これまで市町村だけでしたが、新たに都道府県も保険者に加え、都道府県に財政運営の責任を負わせ、市町村の国保需要をコントロールさせようというものです。

その狙いの1つが市町村が行っている一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れをやめさせることにあります。国が法定外繰り入れのうち計画的に削減・解消すべき赤字としているものには、加入者の国保料負担の緩和や軽減、任意給付のための費用があります。厚生労働省によると、計画的に削減・解消すべき赤字2015年度3,034億円のうち8割超2,560億円が国保料負担の緩和・軽減のための費用です。

紀美野町は、国保特別会計に一般会計から自主的な判断で法令に定めのない法定外繰り入れを行ってきました。2017年度決算での保険税収は2億2,991万2,000円なので、一般会計から7,988万4,000円の法定外繰り入れを行っています。

自治体国保の加入者は、他の公的医療保険の加入者に比べて低所得者が多いのに、保険料負担が一番重くなっています。市町村が厳しい財政状況のもとで国保税負担の緩和・軽減のために法定外繰り入れを行っている背景には、高過ぎる国保税の負担が限界に達していることがあります。法定外繰り入れの解消は、国保税の引き上げを招く危険を高め、滞納世帯の増大に拍車をかけるだけです。

国がやるべきことは、公費負担を増やして国保税の引き下げを行い、市町村の負担軽減の努力を支援することです。そのため、全国知事会は、1兆円の公費投入を国に求めています。紀美野町でもその実現を働きかける取り組みが求められますし、私たち共産党も知事会の提案に大賛成です。

しかし、当面、医療費に伴う事業納付金の増額に対応する国民健康保険税の引き上げを回避するため、一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れを再び行う考えがないか、お伺いします。

次に、紀美野町環境保全条例の制定について質問します。

紀美野町のキャッチコピーは、「最高のないがここにある」です。「電車は、ない、スーパーもない、ネイルサロンも、ない、何にもない」とは、紀美野町観光PRムービーの一コマです。美しい自然と人情味豊かな過疎のまち紀美野町をPRしています。

しかし、日本風力エネルギー株式会社、ヴィーナ・エナジーによる紀美野町とその周辺も含めた地域に1基4,500キロワットもの巨大な風力発電施設が15基建設されるという計画が問題になっています。一方、メガソーラーも和歌山市や海南市など大問題になっています。自然エネルギーの普及が投資の対象になり、大手企業が外部から地元住民の意思を踏みにじって巨大開発に乗り出すやり方は規制しなければなりません。

紀美野町でも株式会社DMM. comにかわる合同会社アジアパワーによる檜河池のメガソーラー建設計画が問題になっています。小畑字登尾の山林に総面積36ヘクタールのうち17ヘクタールを造成し、4万756枚のモジュールを敷き詰めて、出力9,990キロワットのメガソーラーを建設する計画です。

紀美野町は、自然豊かな条件を生かし、夢と希望の持てるまちづくりを進めてきました。この間、若い世帯の定住を図り、70世帯余りの定住が進んでいます。理由は、やはり豊かな自然です。しかし、風力発電による低周波などの人体への影響はもちろんのこと、紀美野町はテレビの難視聴地域なので、電波障害も心配です。さらに、山間の多い地域のどこで災害が起こってもおかしくない実情は、メガソーラー建設についても同じことが言えます。

太陽電池のエネルギー効率は15%程度なので、残り85%は熱として放出されます。今は森林なので熱の放出はないのですが、4万枚ものモジュールにより気温が上昇する可能性は否定できませんし、パワーコンディショナーに電流が通れば強い電磁波を発生するので、地域の影響がないとは言えません。

風力発電事業計画については、計画段階環境配慮書や環境影響評価方法書に対して和歌山県環境影響評価審査会で審査され、さまざまな意見が述べられます。その意見に基づき、環境影響評価書、評価準備書が提出され、環境影響評価審査会で審議されることになります。メガソーラーについては、環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が2018年3月に制定され、6月から施行されています。

条例では、事業者が太陽光発電事業計画の案を作成するに当たり、あらかじめ県及び市町村と協議する事前協議を実施することになっています。つまり事業計画の案を作成

する段階で県及び市町村と事前協議を行うよう事業者に義務づけられているのです。

しかし、アジアパワーによる樫河池のメガソーラー建設計画では、県や町との協議が行われないまま住民説明が進められています。したがって、行政機関や住民が事業の内容を十分把握できていない状況で計画が進められることがないように、恵まれた自然と良好な環境を確保するため、町や事業者及び町民それぞれの責務を明らかにし、開発行為などの適正な施行や、自然と環境を守るための基本となる環境保全条例を制定する考えはありませんか、お伺いします。

次に、車優先のひずみと子供の安全について質問します。

歩道で信号待ちなどをしていた歩行者が突然突っ込んできた自動車にはねられ死傷する悲惨な事故が後を絶ちません。先月の初めに滋賀県大津市で起きた保育園児と保育士16人の死傷事故をきっかけに、こども園、保育園の散歩コースや学校の通学路の安全点検などが行われるようになりました。危険箇所を解消する取り組みが何よりも急がれます。

同時に、歩行者より自動車を優先されている日本の道路交通政策のあり方も問われています。国民の命と安全を守るため、多くのひずみを生んでいる車優先社会を転換することが求められます。

大津市の事故は、2台の車が交差点で衝突し、1台が歩道に乗り上げ、信号待ちをしていた散歩中の保育園児らをはね、園児2人が死亡、1人が重体、保育士を含む13人が重軽傷を負ったものです。その直前の4月19日には東京都豊島区で横断歩道を渡っていた母子らが暴走した車にはねられ、10人が死傷した事故、神戸市では市営バスが横断歩道を渡っていた歩行者をはね、8人を死傷させた事故と、相次いで発生しました。

いずれも歩行者側に落ち度はありませんでした。普通に歩いていて命を奪われるというのは理不尽というほかありません。深刻なのは、このような事故が後を絶たない現実です。大津市の事故等を受け、各地の保育園など散歩コースの安全性をチェックする取り組みが広がっているのも、日ごろから交通事故の危険性を感じている関係者が少なくないことの反映です。

地域の変化や現場の実情に即してガードレールや信号の増設、歩道の確保など必要な予算を確保して対策を進めることが急務となっています。

2012年4月、京都・亀岡市で集団登校中の小学生らの列に車が突っ込み、10人が死傷した事故の後、政府は全国の通学路の危険箇所を緊急点検し、一定の改善を図る

取り組みを実施しました。7年以上たった今、改めて通学路を中心とした点検と対策が不可欠となっています。その際、学校の近くの道路の速度規制の厳格化や道路にでこぼこをつけて自動車の速度を落とすハンプの設置などを含め、子供たちが安心して歩けるような道路整備を検討すべきです。

子供の安全は、高齢者を初め地域の人々の安全にも直結します。日本では交通事故での死傷者は減ってきたものの、歩行中の人の死亡率は35.5%で、ドイツが15%、フランス16.1%、イタリア24.9%と比べても極めて高いのが実態です。

1960年代から急激に自動車が普及し、自動車のための道路整備まちづくりが優先されたことが背景にあります。車優先を根本的に見直し、人間を優先した優しい道路交通政策の転換が重要です。

紀美野町でも子供の通学路にある交差点や園児たちの散歩道になっている国道もありますし、保育士たちに付き添われて車道と反対側を歩いていても車が突っ込んでこない保証はありません。紀美野町では、通学路を中心とした点検と対策はどのように行われているのか、お聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） おはようございます。

それでは、私のほうからは、田代議員の1番目、2番目について御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、1番目の国民健康保険への法定外繰り入れについての御質問にお答えいたします。

平成30年度から国保制度において、国の財政支援措置の拡充と県からの保険給付に要した費用を全額交付される仕組みの中で、保険者の負担軽減が図られることから、平成30年度当初予算より赤字補填のための法定外繰り入れは廃止としました。

しかしながら、国保は、低所得者の加入者が多く、被保険者の年齢が高く、医療費水準が高いことなどから、保険財政は引き続き厳しい状況であり、国保税の不足分を補い、急激な増税を避けるため、財政調整基金を充てるとしています。

保険者として、納付金の減額のため、収納率の向上や医療適正化の取り組みにあわせて保険税の計画的見直しを含めた適正な設定等により、市町村の実情を踏まえつつも、移管後５年間は激変緩和対象額に含められるなど被保険者に過度の激変が生じないように継続した支援が図られることとしています。目標年次の２０２７年までには、県下の医療水準が平準化されたと見込まれました時点で県と市町村が十分協議を行い、諮問させていただき、統一化されることとしています。

なお、基金の繰り入れは、主に納付額に対して税収不足分及び保険事業予算の歳入不足を補うため、基金を充当しています。平成３０年度予算より法定外繰り入れは、地方単独事業、医療助成のうち老人医療と重度心身障害児（者）分のみ計上させていただいております。

以上、国民健康保険への法定外繰り入れについての答弁といたします。

続きまして、２番目の紀美野町環境保全条例の制定についての御質問にお答えいたします。

議員御質問の檜河池のメガソーラー計画につきましては、平成３１年４月１９日に和歌山県へ太陽光発電事業計画の協議申出書が事業者である合同会社紀美野ソーラーパークから提出されています。これにより、県から町へ意見照会があり、令和元年５月１４日付で町の意見を県へ回答しています。

今後は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第５条に基づき、計画案を用いた住民説明会が各関係自治会で開催されるものと考えております。その後、事業計画が公表され、認定申請へ進み、その中でより詳細な協議がなされることとなります。よって、行政機関や住民が計画内容を把握できない状況で事業が進められることはないと考えています。

このように、各事案において乱開発を規制する法律や条例が設けられています。県においても、和歌山県自然環境保全条例が制定され、市町村初めそれぞれの役割として明記されていますので、環境保全が図られることと考えてございます。そうしたことから、町で環境保全条例を制定する予定はございません。

以上、紀美野町環境保全条例の制定についての答弁といたします。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の３点目の質問、車の優先のひずみと子供の安全についてお答えさせていただきます。

ことし５月、滋賀県の大津市で車２台が衝突し、１台がはずみで近くで信号待ちをしていた保育園児１３人と保育士３人の列に突っ込み、園児２人が死亡する痛ましい事故が発生しました。その事故を受け、教育委員会では校長会や町ＰＴＡ連合会と一緒に児童・生徒の通学路の危険箇所の洗い出しを行っているところです。

また、それ以前には、平成２７年４月に通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けて具体的な対策を講じてきました。

今回も教育委員会、学校、海南警察署、海南工事事務所、町建設課など関係機関と連携を図り、合同点検、対策、改善等について協議していきたいと考えております。

また、学校における交通安全教育の充実についても、関係機関の協力のもと、進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（教育次長 曲里充司君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより、２回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

田代君。

○６番（田代哲郎君） それでは、国民健康保険への法定外繰り入れについて、まず質問を行います。

県へ納める国民健康保険事業費納付金は、２０１８年度当初予算で３億４,１３７万８,０００円となっています。２０１９年度当初予算では３億５,６２０万６,０００円、約１,４８２万７,０００円ほどの増となっています。

国保事業費納付金の市町村への配分について、運営方針では、市町村ごとの納付金の算定方法で医療水準を給付金に反映させることにより、市町村の医療費適正化の努力が維持できるということになっています。つまり医療費が上がれば納付金上がるようにすれば、医療費を抑える努力をせざるを得ないということになるかなと思います。

ちょっと難しくなりますが、専門的になりますが、調整係数アルファは１として医療費水準を納付金に反映させるということになっています。アルファを１とした場合、医

療費が高い市町村は納付金が増えることになります。一概にそうは言えませんが、年齢調整をしても納付金が減るとは予想しがたいと思います。

国の方針はともかく制度のシステムを定着させることで、一旦定着すれば激変緩和に投入した公費を減額しながら保険税を上げざるを得ない方向へ誘導されることになると思います。

県支出金は、平成30年度決算見込み額で8億5,441万1,000円、令和元年度当初予算は8億4,543万2,000円となっています。激変緩和ということで基金からの繰り入れになるということでございますが、激変緩和措置は、平成30年度から令和5年度の6年間ということになっています。その後の財政支援はありませんから、町単独でそれを補っていく必要があると思います。ですから、こういう将来のことを考えると、やっぱり一般会計、これは紀美野町だけではない、どこの自治体でも悩みの種だと思いますが、一般会計からの法定外繰り入れがないとやはり国保税を上げるということではしか対応できないと思うんですが、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 激変緩和措置の今後についてでございますけども、自然増の算定方法、直近5年間の自然増として平成26年から平成28年の3カ年間の基点として算出しております。

令和2年度の算定においては、激変緩和削減割合の設定、自然増の算定方法の検討が必要となっております。既に31年につきましては、もう議員がおっしゃられたとおりアルファ1ということで医療水準を納付金額に全て反映しているということでございますので、今後、令和2年についての考え方でございまして、5年間の経過措置が済んだ後については県もただいま協議中ではございまして、アルファ1として所得係数ベータイコールベータ、所得のシェアをどの程度反映させていくかを調整する係数とする、固定し、医療費指数及び前期高齢者交付金が一定と仮定した場合、今後の課題として試算ベースでどの程度必要額が生じるか、試算を行いながら市町村の専門職員で構成する作業部会や連携会議で検討していくとさせていただきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 何かようわからないんですが、まとめますと、自治体、紀美野町もそうですが、前年度の所得が市町村民税の基準控除額、2019年度33万円

ですが、ベースに計算した金額以下の世帯に対して応益割の7割軽減、5割軽減、2割軽減と、そういうことになっていますよね。そのいずれかを適用しています。

これは、全国平均ですが、2017年度の減額なしの世帯は加入世帯の45.9%で、減額を受けている世帯を合わせて54.1%です。これは、全国の平均です。全国的には半数を超える世帯が減額を受けているにもかかわらず、滞納世帯は289万3,000世帯と、これは2017年の6月1日現在で、加入世帯の15%を超えています。減額されてもなお負担能力を超える国保税を強いられているためにこういう結果になるというふうに考えられています。

紀美野町の情報公開によって得た情報で、平成30年3月末で7割軽減が30.67%、5割軽減が20.1%、2割軽減が12.59%となっています。だから、7割軽減でもう既に30%ほどの世帯が7割軽減を受けなければならないという。全国平均より高い63%余りの世帯が軽減を受けています。それはどういうことを意味するかというと、全国平均よりも低所得世帯が多いということになります。なのに、滞納世帯は5.42%と全国平均よりかなり低い状況です。ここがどういうことかということ、法定外繰り入れで保険税が上がらないように町として努力してきたことの反映だと私は思います。

だから、県の言うような試算で医療費を納付金に反映させるようなやり方でやっていると、被保険者には低所得世帯がほかの自治体に比べて多いのに保険税を上げ続けて、上げ続けるかどうかはわかりませんが、そういうあれでいったら、アルファ1というあれでいくと、医療費は高齢化の状況から見たら当然下がるとは考えられないんで、それでいくと、反映させていくと上げ続けることが必要かなということで、滞納が増えていくことになって、こんなちっちゃな自治体でそういう条件がふえて滞納者が増えていくと国保が立ち行かないというんですか、そこまでは言わなくても、かなり滞納世帯が増えてくるのではないかというふうに懸念しています。その点についてどう考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 軽減と申しますのは、国のほうから基盤安定という交付金がございますので、それで補ってございます。

そして、法定外繰り入れと申しますのが激変緩和措置には当たりません。なので、基金の繰り入れというのをとらせていただくことによりまして激変緩和措置に当たりますので、そのようにさせていただいて、皆さんへの税負担を極力抑えさせていただきたい

と思います。

なお、医療費につきまして、高額な分、それぞれの分については、国のほうから県を通して交付されますので、今後も継続して国のほうからいただくことになってございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 今は激変緩和措置は行われていますが、これっていつまでもやるわけではないんで、あと5年後にはあれは来ないわけですよね。今どういうふうにするかというふうに協議しているとおっしゃいますけども、ならそういうふうに激変緩和措置をずっと続けていって国保税が上がらなくても済むようにしていくんだったら、何もこんな県単位化をやる必要はないわけです。市町村が法定外繰り入れを行わない、自分たちの金を、一般会計を使って行わなくても、激変緩和だということで上げなくても済むように、交付金があるんだったら、そんな県単位化のもう全然関係ないわけで、最終的には統一保険税をとということで県下全部の市町村を統一して同じ保険税率にするんですけども。

だから、そういうことが起こっていった場合、先ほども言いましたように、他の自治体に比べて紀美野町の被保険者の世帯というのは非常に低所得世帯が、割合、比率として多いということがありますので、だから町は今までずっと一般会計からの法定外繰り入れを、法律に定めのない繰り入れを続けてきたわけでしょう。それをしなくてもずっとやっていけるというんだったら、そんな県単位化も何も関係、そういう必要もないわけですから、その点について何か今のあれやったらそんなんせんでも何とかやっていけるよというふうに聞こえたんですけど、その点についてもう一度答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 御心配されることについては十分私どももわかってございまして、今後、35年以降、すみません、平成で言わせていただいて、平成35年以降、37年、9年間について、あとの残りということの御質問でございしますが、県のほうで基金等をということで今は協議中でございます。引き続き、市町村に対して国からの基金というのはなかなかないので、県に対する国保税を繰り入れ、今度決算が出てきますので、それが秋ごろにはきちっとした決算が出てきます。それをどの程度、2分の1以上ということになりますが、積み立てた分の中から不足分、うちの基金が底

をついた時点で不足分については借り入れない等ということになってございます。

一般会計からの法定外繰り入れをしますと、その分を交付税から先に引かれますので、いたし方ないことになってきます。基金だけは激変緩和分に含まれますので、差し引かれることはございませんが、納付金の中に先に引かれて、なおさらたくさんの納付金が必要ということになりますので、基金で運営させていただきたいと思っております。

基金が底をついたときには県の基金を借りるということになります。

○議長（伊都堅仁君） 田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） よくわからんのは、一般会計から繰り入れをして保険税を上げなくても済むようにしたら、納付金が引き上げられるということですか。何かそんなん。

ほいで、基金に、県にある基金を、なくなったら、あと5年ぐらいでその終了ということになって、だから、そこからの補助というのはないことになるんですけども。さっきの言葉で言ったら、いわゆる平たい言葉で言ったら、借金をして激変緩和に充てると、いわゆる借金をした上で、そしたらそれは返さなくてもいいというようなもんじゃないでしょう。その財政負担がまた来るんじゃないんですか。返していく過程で、やっぱり財政に無理を。

だから、私は、今すぐ国保税を、国保会計に一般会計からの繰り入れを下さいということじゃないんです。ただ、それをやっぱり将来の問題として考えていかないと、恐らくどこの市町村も困り抜いていると思うんです。そういう将来のこと、先行きを。そうなったとき、ある自治体の市長さんがそのとき言われたんは、我がまちは絶対に国保への一般会計の繰り入れを続けるんだというふうに言われた市長さんもあったんですけど、結局、しかし、それはできなくなってしまっ。だから、どこの自治体も同じような状況になっているんじゃないかと思います。

基本は、これは町村会も同じく同じことを求めると思うんですが、全国の知事会が政府に求めている1兆円を国保財政に投入してくれと。これがあれば全て解決するんです。もうそんな絶対やる必要ないんですけどね、一般会計からの繰り入れとか。

だから、それが基本は基本で、やっぱり県のほうへもそういうことを、知事も賛成してんのやから、そういうことを一生懸命進めていこうよという働きかけが絶対必要だと思います。

しかし、それがいつ実現するかわからないんで、今、一般会計からの繰り入れを今す

ぐやれということではないんですけど、やっぱりほかの自治体ともいろいろ意見交換しながら、そういう方法を模索しておく必要があるんじゃないかというのが私の考え方です。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 今年度、平成31年度の予算では必要な税額と徴収する税額の差額、不足分6,446万円、基金から充当させていただいてございます。議員御承知のとおりだと思います。

今度、基金を、今1億8,000万ぐらいの基金ということで運営しているんですけども、財政安定化のために給付増や保険料収納不足による財源不足となった場合には一般財源から財源補填等を行う必要がないよう、貸し付け、先ほども言うている分なんですけども、貸し付けと申しますのが各年度財源不足を借り入れ、原則3年間で償還します。無利子でございます。

でも、償還は、翌年度以降納付金に含めて徴収されます。ただし、特別な事情が生じた場合、医療費が急に大きくなったとか、財源不足のうち、保険税収不足分の2分の1を国から交付されることになります。特別の事情と申しますのが医療費とか災害、地域の産業に特殊な事情が生じた場合、その他大きな影響が多数の被保険者に生じた場合、インフルエンザとかいろいろなことがあるんですけども、そういったことに対しては36年度末までの期間、市町村に対する改正法の円滑な施行のため、必要な資金の交付に資金を充てるということになってございますので、借りても一部は返さなくてはなりません。なので、医療費の適正化、健康を維持していただくということにつながっていくと思います。特定健診等、個々個人の皆様に健康維持をしていただきまして、納付金を下げるとことをお願いしたいと思います。

ちなみに、紀美野町の税額というのは、和歌山県下でも低いほうでございます。そうしたところに応分の負担というんですか、お願いしているところなんです、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問等は、いろいろわかります。しかしながら、この政策につきましては、県下町村が保険料が違うと、それぞれまちまちやという中で県下を統一化して行って、そして皆さんに了解をいただこうと、納得をいただこう

という、そうした制度の中から、各市町村初め皆さんが要望して、そして県を一つにまとめていこうと。そして、また納付金額を同じようにしていこうということから始まった制度でございますので、議員御質問のやはり急に上がんのちゃうんかいとか、いろいろそうした御心配もあろうかと思いますが、そうではなしに、行く行くはいろいろ政策的にはあろうかと思うんですが、それについては協議会なり、そこらで協議し、そしてこの制度に紀美野町としてはのっとり、そして県下統一のそうした税額を目指していきたい、そうしたことでございますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） あんまりこればかりやっていると次のへ行けませんので。ですけども、急激に上がるということを心配はしていません。ただ、じわじわ上がってくるだろうということ。

さっき健診の受診率が非常に上がっているんでということで、そういうことも含めてということですけども、最新の研究では、予防が社会保障給付費抑制の効果というのはちょっと否定的になっているんです。それで、保健師さんたちとも長い間議論したんですが、特定健診の受診率を上げて医療費が下がらないという、これは。だから、特定健診の受診率向上はいいことなんですけど、それは健康づくりのために健診というのは推進するもので、病気が早く発見されて治療に結びつけていくということの効果のほうが大きいで、健康づくりで給付を抑制するというのは非常に難しいと思います。

これだけ高齢化率が上がってくると、いろいろと病気も出てきて、だから、早期発見をして治療に結びつけるための特定健診というのは、今後とも受診率を上げていく必要があるし、町民の皆さんが健康に長生きするよという視点で考えたほうがいいと思います。

私は、急激に保険税が上がるよというような心配はしていないんですけど、しかし、このままのこのシステムでいけば、やっぱり将来、ちょっとずつ、しかも貸付金があつてというような話になる。くれるというんやったら非常にありがたいんですが、それを無利子であっても返していくのにはそれなりの財源を必要としますので、その辺のことを考えて、将来の展望としては、そういうことも選択肢の中に入れておいてほしいと思います。

あと、幾ら言うても平行線になると思いますんで。

議長、次の２問目の質疑に移ってよろしいでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） どうぞ。

○６番（田代哲郎君） 許可を得ておかんとね。

○議長（伊都堅仁君） 今の発言は質問じゃないの。

○６番（田代哲郎君） いや、そういうふうを考え、どう考えておられるか。そういうことがあるよということだけです。

メガソーラーの件ですが、事前協議がもう既に始まっているというふうに今の答弁では聞こえたんですが、県議会での我が党議員の質問に対して、事業実施予定者には事業計画の案を作成しようとするとき、県と市町村との協議を義務づけていると、いわゆる太陽光発電の設備、いわゆる太陽光発電の県の太陽光発電の事業実施に関する条例における事前協議、条例という、あの条例によって、ほんで、その答弁の中にあるのは、事業者が太陽光発電事業計画の案を作成するに当たり、あらかじめという表現があります。だから、作成しようと思ったら、あらかじめですから、県及び市町村と協議することによりという表現になっています。ですから、やっぱりそこらのところを厳格に、申し入れがあったんだったら対応していくべきだというふうに思います。

でないと、交換条件がいろいろ出てきて、樫河池の歩道をどうこうするとか、自治会費を払うよとか、そういう交換条件がいっぱい出ていますけど、そういう中で打診に、やっぱりきちっと発電の事業が問題がなくいくもんか、それで町ときちっと協議をした上で、町からも指摘して、でき上がった計画で住民説明をするというふうに私は理解しているんですが、その辺のところを厳格にやっていただきたいと思います。その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問でございますが、太陽光発電、これにつきましては、メガソーラーにつきましては、あらかじめじゃなしに、やはりいろいろな手続を踏んでいって初めてそうした住民説明まで上っていくという中でございまして、現在のところは恐らくちょっと聞くところによりますと、住民説明をしたところやら、していないところやらというふうなこともあるようでございます。

そんな中で、町といたしましては、これは、たしか３月議会でも答弁させていただきましたように、県のほうから意見書を求められたときには、それについてやはり地元住民の意見を尊重しながら意見を述べていきたい、そうしたことでございますので、趣旨

というんですか、筋は変わっておりませんので、同じ答弁になってこようかと思いますが、十分検討しながらやっていきたい、そうした思いでございます。

○議長（伊都堅仁君） 田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） この質問の趣旨は、いわゆる環境保全条例ということでございますので、これについても紹介しておきます。

平成30年、去年の5月に三重県多気郡多気町町民環境課へ個人視察に行ってきました。環境保全条例というのがつくってありますので、その件について、松坂市に隣り合わせて人口1万4,000人ほどの自然豊かなまちで、恵まれた自然と良好な環境を確保するため、環境保全条例を制定し、開発行為等の適正な施行及び自然と環境を守るための施策の基本となる事項を定めるということで、1,000平方メートル以上の山林の伐採、1,000平方メートル以上の土地の区画形質の変更、1,000平方メートル以上の土石、砂利採取、廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の建設などの開発行為等をしようとする者は、あらかじめ町長に届け出し、協議を行い、承認を受けなければならないという条例になっています。

町長は、条例の施行に関して、環境保全取締員というのをつくって、それを任命し、開発行為等及びその他の場所に立ち入りさせ、状況を調査させ、もしくは検査させる、または関係者に対して必要な指示、または指導を行わせることができるとなっています。こうした条例があれば、今そういう問題になっても風力発電所に対してもフリーハンドに町がなることはないと思いますので、提案させていただきました。どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問でございますが、1,000平米以上の林発の限りですか、言われているのは。林発の申請が出されましたら、県のほうで受け付けをし、そして市町村へ意見を求めてくると、こういうシステムに、制度になっております。

そんな中で、林発につきましては、やはり先ほども申し上げましたが、非常に厳しい、そうした制度であろうかと思います。以前、知事のほうから新聞紙上に載っていましたが、地元住民の人が反対をしておれば許可はしないよというような記事が出されておりました。私は、そうしたことを、やはり地元の御意見を尊重しながらやっていきたい。

特に、町で環境条例というんですか、これを制定するということにつきましては、今

後の研究課題ということでひとつ御了解をいただきたいなというふうに思います。といいますのは、紀美野町もさることながら周辺市町村等々もいろいろあろうかと思います。そんな中を見ながら紀美野町でも研究していきたい、そうしたことで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 次には、そしたら車社会の問題について質問します。

いろいろと当然取り組みは行われていることだろうと思います。それはそのとおりだと思うんですけども、ただ、国道なんかを走っていると、歩道の車道側を歩いている子供とか、それも固まって歩いている子供とか、そういうのがありますし、それから交差点などでもやっぱり危険やなという交差点もあって、もし町のほうでできないと思いますが、そういう対策というんか、例えばガードレールを補強するとかということがあれば、あったほうがええと思えば、関係機関や市町村にも働きかけていただきたいなというふうに思います。その点だけお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

車社会、すぐには変えられないと認識してございます。十分安全対策については、100%安全ということはもちろん申し上げられないんですけども、子供の安全・安心というのを観点に必要な対策というのを継続的にとっていきたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代議員の一般質問が終わりました。

続いて、5番、七良浴 光君の一般質問を許可します。

（5番 七良浴 光君 登壇）

○5番（七良浴 光君） おはようございます。私からは、2点についてお尋ねいたします。

1点目、少子化対策について。

第2次紀美野町長期総合計画、基本構想、基本計画についての答申がなされており、その中に、人口減少と少子高齢化のさらなる進行は、本町の存続にかかわる喫緊の課題

となっており、結婚、出産、子育てまでの切れ目ない支援や移住・定住の促進に向けた取り組みを一層強化していただきたいと明記されていますが、具体的な施策についてお尋ねいたします。

2点目、高齢化対策について。

同じく第2次紀美野町長期総合計画、基本構想、基本計画の答申の中で、支援を必要とする高齢者の増加が予想される中、介護・福祉・生活支援体制を充実させていただきたいと明記されていますが、特に生活支援体制施策についてお尋ねいたします。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、七良浴君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） 七良浴議員の1番目の少子化対策についての御質問にお答えいたします。

第2次紀美野町長期総合計画は、平成29年度より、これからの10年間の将来像とまちづくりの方向性、それに対する分野別施策の基本的な方向を明らかにするものであり、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものでございます。

その長期総合計画の策定時に、長期総合計画審議会会長から町長に宛てた答申の中で、人口減少と少子高齢化のさらなる進行は、本町の存続にかかわる喫緊の課題となっており、結婚、出産、子育てまでの切れ目ない支援や、移住・定住の促進に向けた取り組みを一層強化していただきたいと明記されているところでございます。

当町としましても、人口減少と少子高齢化のさらなる進行が本町の存続にかかわる喫緊の課題であることは十分認識しており、長期総合計画における7つのまちづくりの主要課題の中に、子育て支援の充実及び定住促進と人口の維持を掲げているところでございます。

さて、議員御質問の結婚、出産、子育てまでの切れ目ない支援や、移住・定住の促進に向けた取り組みに係る具体的な施策につきましては、先ほど申し上げました当町の現状を踏まえ、次のような施策を実施させていただいているところでございます。

まず、結婚、出産、子育てまでの切れ目ない支援に関しまして、結婚につきましては、紀美野町観光協会と連携して紀美野町まるごと体験事業を実施し、従来の婚活イベントとは異なる新たな婚活の方向性を模索しながら支援を行っているところでございます。

出産及び子育てにつきましては、平成27年3月策定のきみのこどもプランに基づき、妊婦健康診査費助成、出産育児一時金、18歳までの子供医療費無償化や子育て支援センターでの一時預かり保育の開始、土曜保育受け入れ時間の拡大、きみのこども園受け入れ可能年齢を1歳児から6カ月児に引き下げ、地域の実情に応じたスクールバスの運行など、子育て世帯の負担軽減を図るためのさまざまな施策を実施しているところでございます。

さらに、児童に適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成に必要な活動を行うため、野上学童保育所、下神野学童保育所の2カ所において学童保育を実施しております。このように、当町では、共働きやひとり親世帯における小学生の放課後生活の継続的保障を通じ、親の仕事と子育ての両立支援を図っております。

また、共働き世帯の増加や就労形態の変化など、子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、昨年度からは食事の提供を通じて子供や保護者の居場所づくりを行うことを目的とした「きみのこども食堂」を開始するなど、時代の変化に合わせた取り組みも行っております。

次に、移住・定住の促進に向けた取り組みとしましては、町の移住・定住の窓口となるワンストップパーソンを設置し、NPO法人きみの定住を支援する会と連携しながら、都市部における移住相談会の開催や和歌山県が実施する移住体験モニターツアーの積極的な受け入れなど、和歌山県が認定する移住推進市町村としてさまざまな施策を実施しております。

さらに、町単独の補助施策としましては、住宅の新築・購入や増改築、それに伴う土地取得費用に対する定住促進補助金、移住者に空き家を貸すために行う家財道具の処分及び清掃費用等に対する空き家活用促進奨励金、そして町に定住することを目的にUターンした者に対するUターン奨励金などを実施しております。

また、昨年度におきましては、長年移住・定住施策に取り組んできた経験を生かし、移住希望者のニーズを踏まえた生活体験の場として短期滞在施設を新たに3カ所整備するなど、時代の変化に合わせた取り組みも行っております。

その他、国や県の補助施策も活用しながら、田舎暮らしの魅力の発信から住居支援に至るまで、移住・定住の促進に向けたさまざまな取り組みを行っているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、七良浴議員の2つ目の御質問、高齢化対策についてお答えします。

本町の高齢化率は、令和元年5月末現在、46%で、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、新たなニーズや課題も出てきており、本町の主要課題として、第2次紀美野町長期総合計画においても、基本方針「福祉の充実したまちづくり」の中で高齢者の福祉と介護の充実について明記し、事業を進めているところでございます。

本町といたしましても、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、次のような生活支援の施策を行っているところでございます。

民生委員児童委員や見守り協力員による定期的な見守り訪問、緊急時の対応のため、緊急通報装置の貸与、在宅での介護用品、おむつ支給、認知症サポーターの養成、認知症初期における支援、町社会福祉協議会による配食サービス、金銭管理等の支援のための福祉サービス利用援助などの事業補助などを行っております。

また、地域サロン事業においてもコーディネーターを3名配置し、活動費用についても補助し、地域での仲間づくりや生きがいをづくりのための活動支援を行っております。

相談支援体制におきましては、保健福祉課内に地域包括支援センターを置き、健康、介護、福祉、医療、その他生活に関する相談を受け、適切なサービスにつなげているところでございます。

また、本町では、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう、生活支援体制整備事業を推進し、地域で高齢者の生活を支える体制づくりに取り組んでいるところでございます。この事業は、高齢者やその家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民や多様な活動主体が連携・協力して日常の困り事や課題にも取り組める地域づくりを目指すものです。

昨年度よりモデル的に地域を選定し、社会福祉協議会とともに取り組みを始めたところですが、この組織は住民主体が基本であり、自主性を尊重した事業であるため、なかなか進みにくいのが現状でございます。

しかしながら、介護・福祉の専門職や制度、サービスだけでは高齢者の生活を支える

ことがなかなか難しいケースもありますので、地域での支え合いの重要性の再認識と、これらの課題について自分事として考えていただくきっかけづくりが重要と考えております。町といたしましても、啓発を初め、話し合いの場づくりを積極的に働きかけていきたいと考えております。

今後とも、生活支援体制の充実につきましては、住民、行政、民間を含めた関係機関との連携が不可欠ですので、御理解、御協力賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

5番、七良浴君。

○5番（七良浴 光君） まず、少子化対策についてでございますが、ただいま課長さんの答弁の中でいろいろと目新しい話も出ておりました。

まず、確認をさせていただきます。まるごと支援というような言葉も出ましたが、これの実績、それから地域の実情に応じたスクールバスの運行について、最長の距離はどれぐらいの距離を運行されているのか。

それから、移住相談会の実施ということで答弁ございましたが、移住相談会の実績、何回の相談会に出席して、移住を希望する方が短期滞在型の住宅を活用してこられたかということ、この3点についてお尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいま七良浴議員のまるごと体験事業という部分の実績についてということで御質問あったかと存じます。

まるごと体験事業と申しますのは、紀美野町観光協会が少子高齢化及び過疎化による人口減少の問題を解消すべく、町内の若者に異性と出会いの場を提供し、将来的に紀美野町への定住を進めていただくといったような、男女の出会いの場だけでなく、まちを好きになってもらう、足を運んでもらうための都市・農村の地域間交流による展開ということで、平成30年度から実施してございます。

実績につきましては、参加人数が28名、カップル数が9となっております。成功数はまだ至ってございません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 御質問の地域の実情に応じたスクールバスの運行ということですが、平成28年7月から神野保育所の園児を対象に、毛原宮をスタートして神野保育所に運行しております。距離にして約15キロでございます。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 私からは、移住相談会の実績について報告させていただきます。

移住相談会は、主に大阪市、大阪を中心に昨年度で12回行っております。大阪で10回、東京で1回、和歌山市で1回ということでございます。

相談件数といたしましては、昨年度は、電話やメールなどでの相談件数が88件、それと紀美野町にいられて面談したのは97件となっております。

それと、短期滞在施設でございますが、3施設新たに運営を始めたのですが、去年は改修中でしたので、その短期滞在施設については実績はございません。この4月から神野市場のものの警察官駐在所で2名が生活をしてくださっています。それと、セミナーハウスの上の短期滞在施設は、去年までございましたのですが、それでは1名の方がそこで去年度住んでおられました。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） ただいままるごと体験事業の実績ということでお話をしていたんですが、何かいろんな事業をしてということで、お見合いという形からこういうように変えたんだという説明でありましたけれども、実績としては従来からの事業を、名前を変えただけという実績を課長から報告いただいたんですが、ほかの事業のまるごと体験事業での実績というのはないんですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの御質問です。

まるごと体験事業のほかの事業はないかということなんですけれども、まるごと体験事業につきましては、婚活の新しい形ということで実施させていただいております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） まるごと体験事業という名称にはなっていますが、従来からの婚活事業と内容的には変わらないという解釈でよろしいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 本質的には変わりません。ただ、参加いただく方に町内を周遊していただくという観光要素をつけ加えさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） よくわかりました。

地域の实情に応じたスクールバスの運行という御答弁でありましたが、内容を聞いてみると、保育園の園児さんが乗車したという実績の話だったかと思うんですが、これはスクールバスという名称で運行しているんですので、小学生も当然乗車されるんですね、教育次長。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 七良浴議員の御質問にお答えさせていただきます。

もちろん小学生も乗車させるような形にはなってございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） それでは、先ほどからいろいろとる御答弁いただきました長期総合計画の中でまちを取り巻く現状と課題という項目があるんですが、その中には継続的な少子化と若者人口の転出により、子供及び子供を産み育てる若い年代の人口の減少が続いていますと。また、15歳未満の人口は今後も減少が続くことが予想されますと。少子化が子育て・教育環境の悪化を招き、さらなる少子化を招来するという悪循環に陥らないよう、長期的な視点からの取り組みが求められると明記されております。

そこで、私は、少子化は、若者定住施策と密接な関係にあるのではないかと、このように考えておるのですが、現代の定住促進補助制度では町内に居住する若者が町内で定住し、結婚、子育てをしていくための制度としては魅力がないとの声を聞きますが、町はこの補助制度を魅力ある制度として今後どのように推進していくのか、お尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今後の若者定住の施策ということで、非常に大きなテーマであったかと思います。それには、個々の制度ではなしに、できるだけ若者が紀美野町へ定住がしやすいような、そうした施策を皆さん方と一緒に考えていきたい、そうした思いでございますが、その一弾として、今、新神原団地、ここに町営住宅、これの建設をさせていただきました。そして、今の新神原団地に旧神原団地の住民の人々が入っていただいた後、跡地のその計画をこれからやっていきたい、そうした思いでございます。

これにつきましても、やはり定住施策の一環として若者が定住できるような、そうした住宅、そうしたものを建てていきたい、そうした思いでございます。これにつきましては、今後、皆さん方と御相談しながら御承認をいただき、そして建設していく、そうした運びになっております。

手っ取り早い話で非常に恐縮ではございますが、紀美野町には現在73世帯の町外からの定住者がおります。そんな中で定住者の中には、やはり皆さん御承知のとおり、手に職を持った方々も来られている。そうした中で、おいしいパン屋さんが3軒ある。そして、また民泊もある。そして、ジェラート店もある。イタリアン料理、フランス料理店もあると、こういうことでございますが、そこで働いておられる方々が住む場所がないという話もお聞きいたしております。

ちょっとお聞きした限りは、紀美野町のお店に勤めているんですが、住むところがないんで、紀の川市から来ているというふうなお話も聞いております。そんな中で、今後、新神原団地の跡地、これを活用して、できれば若者が住めるような、そうした住宅政策を進めていきたい、そうした思いでございます。

また、今、国のほうでは、保育所、これにつきましても無償化をしようと、こういう話が出ております。いよいよそうした政策もとられることと思いますが、やはり紀美野町としてもそうした政策にものつとり、そして今後の定住施策をさらに強固なものとして進めていきたい、そうした思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

話が大き過ぎるんで、これこれこれとはちょっと申し上げにくいということで、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） ただいま町長から神原団地の跡地利用というお話の中で

聞かせていただきました。

実は、3月の定例会に同僚議員の一般質問、定住促進についてという一般質問の中で、町長が、若者の定住、この住宅につきましては公営住宅じゃなしに多くの若者を受け入れていきたいということで、ワンルーム的な住宅はかなわないのかなということで現在検討中でございますとの答弁でありましたが、せっかく建てていただけるのであれば、ワンルーム的な住宅でなく、2LDK規模の住宅を建築していく考えはないのか、また若者住宅には既に紀美野町内で居住している若者も入居できるのか、あわせてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員がおっしゃるとおり、定住するための住居が現在足りないというのは実情であろうかと思いますが、皆さん御承知のとおり、紀美野町、実は公営住宅が百四十何戸あるんですね。そして、県内の町村を見ますと四十何戸、50戸というのが通常のペースでございます。それが現在まで140余りの公営住宅があるという状況の中で、町営住宅の建てかえ計画というのもございます。というのは、非常に古くなってきた町営住宅もある。それもあわせて、やはり今後の町営住宅の建設、また若者が定住できるようなワンルーム的な、そうしたマンションも。マンションと言うたら語弊がありますね。若者が定住できるような、そうした住宅も建設していきたい、そうした思いでございます。

住宅政策というのは、非常に大変難しいことがございまして、公営住宅といいますけど、やはりこれは賃貸住宅ですね。そんな中で、古くなった町営住宅、これも建てかえていかなければ、これからの耐震等々もクリアしながら、また新しい施策の中へ繰り入れていかなければならない。

しかしながら、また一方では、やはり新しいところでなかったら入っていただけないというようなこともあろうかと思しますので、そうした施策もそれに合わせながら今後対応していきたい。

しかし、そこで、議員がおっしゃられたように、3月議会では私も若者が住みやすいようなワンルームマンション的な町営住宅を、公営住宅を建てていきたいという話もさせていただきました。それは、あくまでもこれからの検討課題という中での話でございましたので、今後とも検討していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 今、町長のほうから、ワンルームマンション的な町営住宅という答弁をしたというお話でございますが、会議録を読んでも、政策としては公営住宅の建てかえ計画、そして若者定住施策の一環としての若者住宅の2本立てでやっていきたいと、こういう御答弁でございましたので、今の御答弁とは若干食い違っているように思うんですが、いかがですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 私は特に食い違っているとは思いません。公営住宅計画の中で、やはり新しいところのワンルームマンション的な建物を建てていきたい、そしてまた公営住宅の町営住宅の建てかえもやっていきたい、そうしたことをミックスしながら今後やっていきたいと、こういうお話をさせていただいておりますので、特に政策的に変わったとは自分では思っておりません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 若者住宅という言葉を使っているんですが、若者住宅というのは従来からの公営住宅と言われる住宅の若者用と、そういう考えで御発言なされたんですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員のおっしゃられる公営住宅といいますと、これは所得制限がございます。したがって、所得制限のない、そうした若者向けの住宅として、これらの検討も協議しながら建てていきたいということでございます。

ただ、やはり補助金制度がおのずから変わってきますんで、そこらのところをまた議員各位と相談しながら今後検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 後段の担当課長で結構です。既に紀美野町内で居住している若者も所得制限なしの若者住宅に入居できるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの七良浴議員の御質問にお答えいたしま

す。

まだ現時点ではそういう具体的なところまでは決まっておらないんですが、町内の方でももちろん入居は所得制限なしにする方向でちょっと考えてはございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） ありがとうございます。

続いて、高齢化対策について再度お聞きしたいと思います。

町を取り巻く現状と課題の中で、先ほど保健福祉課長さんからの答弁にもありましたとおり、高齢化率は本年5月1日で46％に達しており、近い将来、5割を超えることが予想されます。

また、高齢者福祉の充実の文中、地域特性を踏まえた移動支援が大きな課題となっていると長期総合計画の中でも書かれておりますが、近年、高齢者の起因による交通事故が多発し、大きな社会問題となっております。先日も、東京では自動ブレーキ装備車と安全運転サポート車に補助制度を検討しているとの報道もされている現状でございます。

そこで、交通弱者、特に免許返納者及び買い物弱者対策として、乗り合いタクシーの導入を考える必要があると思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、七良浴議員の高齢者の移動というか、そういう手段についての御質問に幾つかお答えしていきたいと思います。

まず、免許の返納ということもございましたが、免許証の返納というのは、警察に問い合わせても公表はされていないということで、全国的な数値から割り出すと紀美野町では30人から40人の間で返納があらうかと推測しております。ですから、実際1年間にそれくらいの人数が返納されているという非常に少ない人数ではあらうかと思うんですけど、当町の現状を見ますと、やはり生活には車が欠かせないという基本的なことがあるんだと思います。

それで、返納者の方にはコミュニティバスの運賃を半分にしたりとか、そういうことも行っておるんですけど、議員御指摘のとおり、バス停までとかという、コミュニティバスも走らせておるんですが、そもそもバス停までの距離も非常に行くのにかかるというようなこともあって、交通手段の確保にはコミュニティバス以外の手段といえますか、

議員もおっしゃられましたけど、タクシー、乗り合いタクシーという、そういうことも当然検討して、早く住民の皆さんに安心して移動できるような手段を確保していかなければならないというのはもう重々認識しておるところでございます。

それと、あといろんなところで交通事故、高齢者が運転する交通事故のお話もございました。車両に後づけの安全装置をつけるであるとか、そういう制度、それに補助をする自治体も見受けられますし、また安全な装置を持った車を購入したときに補助を出しているという、そういう自治体も伝え聞いております。ですから、当町の現状を鑑みたときには、やはり当町としても先進的な自治体の制度を参考にしながら、前向きに検討していきたいとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 前向きに検討していくという答弁でございました。ちなみに近隣では、和歌山市ではもう既に平成29年度から乗り合いタクシーの導入を行っております。なかなか市民の方には好評のようでございますので、一度また時間があれば問い合わせをしていただいて、導入検討に至った経緯とか、導入後の状況とかというものも参考のために聞いてもらうのがいいのではないかなと、こういうように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良裕議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、和歌山市ではもう平成29年から乗り合いタクシーを実施しているということを今お聞きしました。乗り合いタクシーというのも一つ一考であろうかと思いますが、実は、地形を見ますと、先ほど課長から申し上げましたように、紀美野町ではやはり車がなかったら買い物もできない、また通院もできない、そうしたいろいろな交通事情があらうかと思えます。

したがって、一方では、やはり一般社会の今刻々と変わりつつありますね。例えば超小型車、これの貸し出しやら、いろいろあらうかと思えます。そうしたこと、そしてまた先ほど課長から申し上げましたブレーキの踏み間違い、これをなくす器具、今製造されておるようでございますが、それに対する補助を検討してみるとか、いろいろあらうかと思えます。その中の一つとして乗り合いタクシーというのもあるかと思えますが、ふれあい号との絡みもあり、やはりそうしたことを全て網羅する中で検討してい

きたい、そのように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、七良浴議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 51 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 04 分）

○議長（伊都堅仁君） 先ほどの七良浴議員の質問に対して、執行部側から訂正がありますので。

保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 先ほど七良浴議員の 2 回目の質問の中で、地域の実情に応じたスクールバスの運行ということの質疑の中で、園児のバスについては通園バスでございますので、スクールバスではございませんので、訂正をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 続いて、11 番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

まず初めに、風力発電の問題についてお聞きしたいと思います。

これについては、この間にこの問題についての勉強会がございまして、行かせていただきました。これは、翁長先生という先生と、それから汐見先生、これは健康の問題について御講演いただいたわけでございますけれども、その中で、まず低周波の影響範囲、これは業者のほうはとんでもない話で、環境省が 400 メートル離れたらいいということなんで、うちは 100 メートルふやしちゃって 500 メートル離れたらええんだと、こういうことを言っているんですね。

この中で説明があったのでは、フィンランドでは 10 キロ離れたところで影響が出ていると、さらにまだ統計的に分析された有害な、あるいは深刻な被害の風車の近く、これで風車群、風車の群れ、これから 10 キロ以内ほどの遠く、ここで 3 倍の状況についての話があったというふうに。我々、控え目に 3 キロというふうに思っておったんです

けども、そういうふうな非常に大きな影響が出ているという、心配があることが出されました。

そうになってまいりますと、紀美野町は全部その地域にすっぽりと入ってしまいます。こういうふうなことになる cameたら、まず地形的な問題が問題だと。また、これがドイツは非常に自然エネルギーについてうまくやっているというふうに私たちは認識しておったんですけれども、ここでも大きな問題がたくさん出ているみたいで、人体の影響、これが出ています。向こうの調査で、いろいろと調査をしているようでございますけれども、その中で心臓、心筋の細胞に対して影響があると。

このところが私たちも、由良町で2年間、この風車、これ、たしか1,600キロワットだったかというふうに思いますけども、これで600メートルの近くにあった女性が、高齢の、2年間苦しんだ末に突然亡くなっていたと。それから、もう一点、下津町の大窪で、これは60歳代の男性の方なんですけれども、風車の下で、大窪に帰ってきて農業をやっておったらしいんですけども、たまたま畑が風車のすぐ下だったと。ここで2回救急車で運ばれたそうなんですけども、ある日突然亡くなっていたと、こういうふうなことが出ています。地域の方々は風車との関係を言っているんですけども、残念ながら、どうしても解剖とか、そういうのにはならなかったということもあったりして、特定ということにはならなかったようであります。

ドイツの研究というふうなところから見ていった場合に、振動の特に心筋細胞に対する影響があるというふうなことを見ていけば、何かそういうところが非常に結びつく。

それから、消費者庁ですね。ですから、厚生省ですか、調査では、エコキュートからの低周波音による不眠、頭痛の訴えに対して2014年に低周波音の環境性睡眠障害の原因であることを認めて、経済産業省、環境省に対策を求めていると。また、2004年、環境省は、低周波音による苦情対策の目安として、低周波音苦情への対応のための参照値を示している。

それに対して甘いのは、経産省と環境省なんですけれども、消費者庁のほうからこの問題は甘いということで改善を求めているようでもありますけれども、残念ながら環境省、経産省もそれに対しては反応していないと、無視ですかというような状況でありますけれども。

いろいろと問題が次々に出てきています。公害問題というのは、大概そうなんですけれども、なかなか認めてもらえなくて関係する住民の方々が苦勞すると。最後に認めると

ということにもなるんですが、それまでに多くの方々が犠牲を強いられるという大変問題があるかというふうに思います。

そういうことから、今、一つには、紀美野町に対して業者からの連絡等があるのか、また風力発電に関する新たな情報があるのか、町民にとって、先ほどから申しているように、大きな関心事になって、この間に私も多くの方々からどうなっているんだと、こういうふうな質問を受けたりしています。

もうええかげんに、もうすぐ2年ですからね。住民の方々もええかげんにこの問題を解決してもらいたいという声があります。出ています。

先ほどからも言っていますように、心配なのがこういうふうな被害と、さきの3月議会の質問に対して、まだ環境アセスは始まっていないと、こういうふうに答弁されておりますけれども、環境アセスというのは、以前は100%補助金が出たそうなんです。それが出なくなっているらしいんですけれども、億単位の金ですか、かかりますから、これ、業者もそれをやってしまうとそのお金を取り戻したいというふうに当然考えるでしょうから、なかなか後退しなくなってくる。やめたということは言わなくなってくる。

それから、以前のこういう風力発電の計画の中では、準備書が出てしまえばもう強引に押し切ってくるというのがあるんですよ。この業者はどうかわかりませんが、大体やっぱり準備書が出るということは、いろんな手続が済んでお金も使ってきていると、そういうことから押してくるというようなことも、それは予想されることなんですけれども、余り向こう向いて行かないうちにこの業者にやめてもらうということが必要かというふうに思います。

そういうことで、町としてこのことについて、先ほども御答弁されておりましたけれども、以前に私に対する答弁でもありましたが、林地開発に対する県知事からどうであるかと意見書を聞かれるまでに町としてもやっていかなきゃならんのではないかというふうに思いますけれども、御答弁をお聞きしたいと思います。

それから、次に、防災行政無線についてお聞きしたいと思います。

いよいよ今度の予算の中でも全町的にデジタル化するという事で予算がのってきております。デジタルのほうが、いろんな点でええんかと思ったら、ええことないですよ。戸別受信機についてもデジタルのほうが高いと、とんでもなく高い、何分の1でアナログのほうが済むようでありますけれども、そういうふうなことでデジタル化の方向になってきているわけでございますけれども。

でも、住民の方々に言わせれば、雨の日、風の日、窓を閉め切っていると何を言っているんかわからんと。言うてるなとわかったら電話で確認できるんですけども、言うてるんかどうかもわからんというふうな中では確認ということにもなりにくいというふうなことになるかと思います。

こういうことで、対策を考えていかなきゃならないと思うんですが、まずこの問題について、災害弱者に対してまず対策をとっていくことが大事ではなかろうかというふうに思います。障害者や、あるいは高齢者等、そういう方々がいち早く行動ができるように、戸別受信機の貸与等を進めるべきではないかというふうに考えますが、答弁をお聞きしたいと思います。

次に、高齢者のマイカーでの安全対策ということについてお聞きしたいと思います。

最近のニュースで、皆、毎日のように高齢者による事故が報道されています。これについては、多少マスコミもここに焦点を当てていることが多いためにこうなっているんか知りませんが、今多くの方々がこのように心配されています。うちの町はそういう点では多くの方々が高齢者になってきていると。こういうふうなことの中で、この問題が非常に真剣に考えなきゃならんというふうに思うんですね。

先ほど乗り合いタクシーについての話もございましたけれども、これは、総務文教常任委員会の所管事務調査の中に入って、さきに課長さんにも来ていただいて進捗の状況もお聞きしたんですけども、町のほうも進んでくれているようでありますけれども、乗り合いタクシー、あるいは高齢者の方々に安全なところに安い住宅をつくって移り住んでもらうとか、いろいろ等もあるかと思います。また、町が実験的にされた勝谷、谷でテレビ電話を利用して買い物対策とやっていただいたようでありますけれども、完全な成功っていかんのですね。いうても少ないんですから、まず。対象者が少ない。しかも、商店がいつやめよう、閉店をしようかというふうに考えておられる、そんな状況にあるわけで、いろんな点で町も施策とか、いろんな検討をさせていただいていると思いますけれども、難しいことがあるかというふうに思います。

そういう面では、ちょっと先ほど町長も申されておりましたけれども、できるだけ安全に地域の方々が自分の車で行動していただくということがいろんな面で町としても、また住民の方々も助かるということになってくるかというふうに思うんです。

最近、事故に対して自治体としても、そういう感知器というんですか、そういうものを補助金というふうな形を考えているようであります。でも、完全なカメラがついて危

なかったらとまるという、そういうのはなかなか難しい、現在難しい状況のようなのですけれども、簡単な抑制装置というのは非常に安いようであります。今後もっと安くいろんなものが出てくるというふうに思いますが、今現在出ているものは、大体3万円から4万円、これで停止時、あるいは時速10キロ未満のスピードで走っていると急激にアクセルを踏み込んでも、それがキャンセルできると、そういうことのようにあります。これが最良のものであるのかどうかはわかりませんが、一応こういうふうなものも出てきていますが、高齢者の方々、できるだけ安全に運行、いろんなところに行っていたらということが町としても考えなければならないんじゃないかというふうに思います。そういう点から、町として、こういう装置等の補助金等についても考えてはどうかというふうに思いますが、検討していただけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、西野・釜滝地域で以前から水害、浸水の問題が出てきています。

以前にも質問してきたわけですが、下流からやらんとあかんということできつとやってきているわけですが、なかなかこの問題については、今、砂を取ってきているようでもありますけれども、この地域に対しては残念ながら何らかいようなことがあったんだと思います。あったんですけれども、変わらない状況にあるわけですから。こういうことで、いよいよそういう雨の多くなってくる時期がだんだんと進んでまいりますけれども、どういうふうな対策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

最後に、梅本、奥佐々の地すべり対策についてお聞きしたいと思います。

この地域の地すべりによって多くの方々が避難をせざるを得なくなったわけですが、これに対して町も工事をされております。町というんですか、国・県もあわせてですね。その工事が大体済んできているようでもありますけれども、この地すべりというのは非常に大きな地すべりのようなので、今後、これも雨が多くなってくる時期がだんだん迫ってきておりますけれども、その対策をお聞きしておきたいと思えます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、1 番目の風力発電についての御質問にお答えさせていただきます。

基本的な環境影響評価に伴う現地調査は、本年 3 月議会に説明させていただいた時点と現段階において何も進展はないとのことでした。なお、次の段階であります準備書には、具体的な建設計画と環境影響調査を明記し、令和 3 年、2021 年前半期ごろには提出される予定でございます。それまで約 2 年間、事業者には進捗状況等を随時町に報告するように申し出るとともに、関係市町と情報連携に努めてまいります。

次に、低周波音の被害については、町独自の調査は困難でありますので、今後は、環境影響調査等の結果を受けまして、事業者から提出される準備書を各専門に精通した方々で構成されている和歌山県環境影響審査会で協議されることとなります。町といたしましても、この審査会で協議される内容を踏まえ、また国が示す基準等と比較しながら慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ですが、風力発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、私からは美濃議員の 2 点目と 3 点目と 5 点目の質問に対してお答えしていきたいと思えます。

まず、2 点目の防災行政無線についてでございます。

本年度、野上地域で稼働しています防災行政無線のアナログ設備を美里地域と同じデジタル設備に統一するため、準備を進めているところであります。

従来から雨や風が強いときは、放送の音が聞こえにくいなど御意見が寄せられ、その際の放送内容はフリーダイヤルで確認していただくようお願いしてきたところであります。今回のデジタル化により、新システムの導入を図ることに伴い、住民の方々に個々に情報を伝達することができるよう改修する予定です。

その内容といたしまして、近年多くの方が携帯電話やスマートフォンをお持ちのため、メールやアプリを登録していただき、情報の配信を行ってまいりたいと考えています。特に、アプリにつきましては、簡単に使用できるよう配慮していきたいと思っております。また、障害のある方や携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方には、システム

から御家庭に電話がかかり、お知らせするということもできるようになりますので、御理解をいただきたいと思います。

3点目の高齢者のマイカーでの安全対策についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、高齢者が運転する自動車事故が連日ニュースで報道され、ブレーキとアクセルの踏み間違いが一つの原因になっているとのことでございます。

当町のような中山間地域では、自家用車は日常生活をしていく上で切っても切れないものであります。そのような状況のもと、車両に後づけの安全装置を取りつける際の補助制度や、高齢者が安全装置を搭載した車を購入する際の費用補助をするなどの自治体が見受けられるようになってまいりました。

安全装置といえども運転手のうっかりミスを抑止してくれるものでありまして、絶対的な防止装置ではありませんが、高齢運転者の交通事故の抑止につながってほしいとの願いから、先進的な自治体の補助制度を参考に、前向きに検討していきたいと考えております。

なお、海草振興局では、運転技術を適切に把握することで安全への意識を高め、事故の防止につなげる高齢者交通安全対策事業をドライビング・スクールかいなんと提携して実施しています。運転の実技チェックや運転技術の個別アドバイス、実技の結果については、家族を交え、面談なども行っていますので、御活用いただけるようお知らせしていきたいと考えています。

5点目の梅本、奥佐々の地すべりの対策についての御質問にお答えいたします。

梅本地区及び奥佐々地区の土砂災害につきましては、平成29年に発災してから約2年が経過しました。

最初に梅本地区から説明させていただきますと、土砂災害が発生した梅本川には砂防ダムを2カ所建設するために和歌山県が工事を進めているところでございまして、現在、下流部の砂防ダムはほぼ完成している状況とのことです。上流部につきましては、工事が進められているとのことでございます。現在のところ、梅本地区には避難準備情報を発表した状態でありまして、警報が発表された際にはすぐに小川地区公民館に避難することとなっており、実際に区長や総務課職員が避難誘導するようにしています。

次に、奥佐々地区の土砂災害につきましては、和歌山県が地すべり対策工事を実施しておりまして、現在、地盤は安定しているようでございます。奥佐々地区には避難準備情報は継続して発表しておりませんが、警報発表時には家族の方と連絡をとり、事前に

避難していただくよう努めております。

なお、この２カ所の地すべり地区には和歌山県が複数のセンサーを取りつけており、地盤が動いた場合は、当町の総務課職員、建設課職員、消防職員にメールが届くとともに、梅本地区では異常ランプとともにサイレンが鳴るようになっています。今後におきましても、和歌山県と連携して早急に安心して生活していただけるよう、対策を講じてまいりたいと考えております。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうからは、美濃議員４問目の西野・釜滝地域での水害対策について議員の御質問にお答えさせていただきます。

真国川の西野・釜滝地内の河川改修工事についてでございますが、県によりますと、現在、紀の川水系貴志川圏域河川整備計画が事業化され、下流側より事業実施される予定と聞いております。真国川におきましては、局所改修が計画されており、西野・釜滝地内も対象区域に入っております。工事実施時期につきましては未定とのことでございますが、県に対しまして早急に実施していただけるよう要望しているところでございます。

また、雨の多い時期の対策につきましては、現在のところ、土砂の堆積状況により、県に浚渫工事を要望して、豪雨時の水位の上昇の改善を図ってもらっております。今後とも状況を確認しながら要望してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより、２回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

１１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 今、それぞれ答弁いただいたんですけども、まずその順番に行きたいと思います。

風力発電の件でございますけれども、アセスがまだというので、それはもしかしたら

うちにとってはいいことかもわかりませんね。しかも、この間、経産省のほうで、来年度こういう大型のソーラーとか風力発電の事業についてのF I T法の値段、来年の買い取り価格の見直しがあるようですね。大きなものについてはもう入札をするんだというふうなことでございますので、入札となればどちみち値段が下がるということで、うちにとっては追い風かなというふうにも思うんですけれども。とりあえず、そういうふうなことで自主的に撤退を考えてくれればうれしいんですけども、町としてもこれについてはやっぱり考えていかなきゃならんというふうに思います。

審査会の結果を待つということなんですけれども、審査会で、業者はそれ聞くんかという、あれ、聞かんのですよ。そこでどんだけの、こんなこと入れえよというふうなことで、こんなことがまだできていないよとか、そういうふうなことは言うてくれるようなんですけれども、もう準備書の段階になってくるとそんなものを無視してもやってまうというふうなところが今まであったようであります。そういうことで、今、この問題について真剣にやっていかなきゃならん。もうつくられてしもうたら、何やかんやいうても撤去することは絶対ないですよ、業者は。今までもそうでした。

同じ業者のところで闘っていると言え言葉は悪いんか知りませんが、兵庫県の新温泉町、その西村銀三さんという町長さん、うちの町よりちょっと大きい町ですね。ここでこんなふうなことを言うていますね。高さ150メートル、4,500キロワット、21基の建設の予定があると。そこで町長は、山の頂上に150メートルですから、空に届く感じになりますね。メリットがあれば賛成という思いもあったんですけど、町の基本的なスタンスが自然環境、温泉を軸に、海も山もすごくきれいですし、そういう意味で風力発電は似合わない、計画では山を切り開いて道路などを整備し、山頂は尾根沿いに巨大風車を建てることになっているため、町長は大雨による土砂災害の危険性が増すのではないかと危惧していると。また、山の形を見たらわかるんですけど、非常に急峻な地形で、山の頂上に約5,000平米を平らにして設置すると聞いています。21基もつくるとなると水が一気に流れていきますので、山崩れ、崖崩れの危険性を一番心配していると。そういうことで反対を表明しているんですね。

町長さんがおっしゃっていましたがけれども、これ、林地開発のときに県知事が言うまで待っているんだと、それはもう本当にまだ先の話になってきますんで。それで、町長は今言われたけども、地元の意見を尊重するんだと。地元の意見というのは、区長会がアンケートをとってくれたように、署名をとってくれたように、84%が反対している

んですよ。あの署名は、施設に入っている人や病院に入っている人は、そこまで行かないということですから、84、85よりさらに本当は高い率で反対の表明をされていると。町長さんの言う地元の意見を尊重されるのであれば、これは、もう早く反対するということになっていくのではないかというふうに思います。そういう点で、どうなんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

おっしゃられることはわからんでもないんですが、やはり現在、環境調査をしていると。そして、環境調査が終われば、今度はもう一度準備書ですか、これの提出があつて、それに伴います知事からの意見書が町村長に来るというふうな、そうした制度になっております。

そんな中で、私の意見は、この前のあれは3月議会でしたか、12月議会でしたか、あのときもうはっきり申し上げた、そのことですが、そのときに皆さん方のお考えやお気持ちをできる限りそんたくして、そして方法書における町長意見として知事へ提出していますので、今後、また林地開発許可につきましても、時期が参りましたら同様の知事に対して意見書を提出してまいります。こういうことで答弁をさせていただいております。

それと、私は、町長にならせていただいたときから、豊かな自然を生かした夢と活気のあるまちを、この紀美野町をつくっていききたいということを指針としております。そうした中で、また知事より意見書を求められたときには、そうしたことで地元の意見も尊重しながら回答していきたいということでお答えをいたしておりますので、議員がおっしゃられるように早う出したらええやないかと、こういう御意見であろうかと思いますが、いましばらくお待ちいただきたい、そうした思いでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 別に出し惜しみしているんじゃないとは思いますが、こういうふうな、先ほどから言っているように、低周波の問題があつて、非常にいろいろと問題が起こるんですよ。大体、今こんなことを言うても何ですけども、1ヘルツとか3ヘルツとかという超のつく低周波ですので、当然耳に聞こえません。人間の耳というのはよくできていて、聞きたくない音は聞かんと聞きたい音だけをとれるとい

うことになっているようなんですけれども、こういうふう聞こえない音が来ると聞いてしまうというのも一つ問題があると。

それともう一つは、ドイツのあれを見てみましてもそうなんですけど、振動ですね。低周波というのは、かなり遠いところまで飛んでくるみたいで、低周波、その振動というのは低周波で、それと耳に聞こえる音、可聴音というんですか、両方が来ると余計に気持ちが悪くなるらしいんですよ。こういうふうな点から考えて、また先ほどから申しているように、心臓等への影響も出てくる場合に非常に住民の方々は心配なことになってくると思います。そういうふうなことを考えた場合、準備書というものが出る前に勝負しなければならんのではないかと。

このように、新温泉町の西村町長はもう既に反対を表明しているということですから、うちが何かやったらまずい分があるんやったら、それは仕方ないですけど、表明することが何か悪いことあるんですか。別に和歌山選出の関係の先生方が上におられるという、そういうこともありますけど、別にそんなもん気兼ねせんなんこともないと思いますし、あくまでも住民の願いを先頭に、また住民の福祉のために自治体というのがあると思うんですよ。今、その福祉を守っていくという点から考えて、これに対して町として対応せなんにならんかということで、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、風力発電につきましては、確かに低周波問題、そしてまたそれによります人体への影響ということでもあろうかと思います。そうした大きな環境問題と、それからまた景観の問題、そしてまた紀美野町にとりましては定住施策というのを今推し進めております。定住施策の中には、紀美野町の自然があるから紀美野町へ定住したいんだということでおいでになっている方々が多いというお話も聞いております。

そうしたことも総合しますと、やはりおのずからそうした答えも出てこようかというふうに思いますので、おっしゃるとおり、もう早う出したらええやないかというんじゃないに、じっくりと皆さん方の御意見をお聞きする中で最終的な結論を出していきたい、そうした思いでございます。

それと、紀美野町、やはり豊かな自然、これを今後とも指針としていきたい、そうした思いでございますので、議員の皆さん方にもひとつそのほうの御理解をいただきたいと思います。

それと、環境問題で、振動等々、低周波問題、これについても４キロや１０キロやと、いろいろな論があろうかと思います。しかしながら、それが、本当にこれが正しいというのをまだ立証されたあれもないと思いますんで、人によっても違う、さまざまな議論を今されておるところでございますので、そうした面も踏まえ、そして先ほどから申し上げた環境問題、そしてまた景観問題、そうしたことも踏まえた上で今後とも検討していきたい、意見を出していきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 町長がそこまでわかっていて何でやらんのかなというふうに思うんですけども。実際に私も何人かの若い方に聞きました。そんな風力発電があるんやったら私ら来なんだやって。また、今、ここで事業したいなというふうに考えておられる方が言っているんですけど、風力発電ができれば、ゲストハウスを考えているようなんですけども、もうやめやなしやあないというふうなことも聞いたりしています。

そういうふうなことから考えても、いち早く町としてこっだけやっていますよということを示すことが大事であるということと、それからもう準備書まで行ってしまうとなかなか向こうは引っ込まんのですよ。だから、それまでが一つの勝負だと思えます。

ここで、ドイツの調査では、５，０００キロワットの風車から２０キロメートル離れたところまで低周波が測定できたと、そういうふうなことも言うているんですよ。残念ながら、国のほうがやっぱりけしからんと思うんですけども、先ほど言いましたように、消費者庁がもっと改善を要求しても、環境省も、それから経産省もやらないと。こういうふうなところであって、町長の言われるいろんなこと、声があるというけども、そこをちゃんとしてくれるのが国の責任やと思うんですよ。それがやらんと、まだ応援をしているというふうに思われるような今の実態にあって、そこに我々がこういうふうなやりとりをせなあかんことになってきているんで、本来ならば私は国の責任というのが非常に大きいと思うんです。

もう一度お聞きいたしますけども、何か出せば、町長の意見の表明を早くすることによって問題が起こるんかどうか、何遍も言いますけれども、兵庫の新温泉町の西村町長というのはもう既に表明されていると。そういうことから考えて、もう一度お聞きした

いと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

議員御承知のとおり、当町におきましては、もう既に区長会で実は県知事宛て、意見書と。意見書というよりも要望書ですかね。もう既に出されております。しかしながら、それはそれとしてもう行動は起こされている。そうした中で、町長にもおまえ、早う言えよと、こういう御意見だと思いますがね。第一弾はもう言っていますんで、またそうした意見を求められれば、こちらからそうした意見を出していきたい、そしてまたそれと同時に質問等があれば、またそれに対する準備書の質問等も含めて出していきたい、そうした思いでございます。ひとつ御理解を賜りたい。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 意見書を求められれば、県知事から求められれば、そのときはそのときで出したらいいと思いますし、今は早く業者を撤退させると、そういうふうな意味合いから私は出していただきたいと思うんですよ。

それは、何でそうなるんかわかりませんが、とりあえず時間の問題で次のほうに移りたいと思います。

防災行政無線についてでございますけれども、災害弱者の方については、スマホとか携帯によってメールが送られたりすると。それからまた高齢者の方でスマホ等が扱えない方については、そういうシステムからそこに直接電話がかかってくるという、そういうふうなことがされるんだということでございますけれども、そういうことが防災行政無線とまた違った事業で来るわけですか。ここまでしてくれるのであれば、防災行政無線が余り必要なくなるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺との関係はどうであるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） これは、防災行政無線のデジタル化の新システムを導入しますんで、それに連動するものであります。それで、アプリはもう制限なく、件数に制限なく登録はできます。高齢者とか障害のある方云々という縛りはなくて、件数としては制限なく、登録さえしていただければ情報が文字で飛んできます。ただ、メールに関しては、3,000件という、3,000件が登録可能件数となっております。

それで、あと、先ほど電話というのも申し上げましたけども、電話・FAXも可能なんです。電話・FAXで現在のところの使用では50件ということになっておりまして、要望により追加はできるんですが、これはまた別途費用が要るということになっております。

これが内容の補足の説明とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、メールは3,000件、それから電話・FAXは50件ということでございますけど、これについてはいつごろからそれについて要望をとっていくのか、それから登録が必要ということでございますけれども、これは無料であるのかどうか、そのところをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、登録に関しては無料であります。

それで、時期ですが、ここで何月からというのは、ちょっとまだ工事も全然始まっていない状況で進捗状況もありますでしょうが、年度末には完成をしたいと思いますんで、それに合わせて、各地区等でもアプリを落とす方法であるとか、メール登録であるとかという、そういう説明会といいますか、そういうものにも回って、丁寧に高齢者の方であるとかにも説明して、たくさん登録していただくように配慮していきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それじゃあ、この点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、マイカーの問題については、安全装置等について、先進行っている自治体の調査なり何なりして前向きに検討していただくということでございますので、それは大いにやっていただきたいと思います。

これで、これはおきたいと思います。

次に、西野・釜滝地域の水害対策でございますけれども、大体整備計画にのれたというふうな状況にあるという答弁であったかというふうに思うんですけれども。これで今堆積している土砂を浚渫することによって防げるんじゃないかというふうなことであるんですけれども、なかなか難しいところがある。狭いんですよ、川幅。あれを下げるということもなかなか難しい状況の中で、割に落差がないでしょう、あの地域は。その

中で、大きな工事というのが必要じゃないかというふうに思いますけれども、整備計画にのせてもらったということなんですが、その辺のところはどうであるんか、それからとりあえず今、土砂の浚渫で本年度はそれでいけるのかどうか、その辺をもうちょっと詳しくお示し願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

大きな工事が必要ではないかということでございますが、整備計画というのは、全体の計画を行っているものでございまして、それに基づいて、今度は詳細設計なりに入っていくということになるので、これは、県のほうが詳細にいつごろ入るのかということもまだ決まっておりますので、どの規模のものということは、現在、私、お答えすることはちょっとできかねます。御理解をいただきたいと思います。

それから、浚渫についてでございますが、ここ二、三年においては要望して取っている関係上だとは思いますが、あそこで浸水したことがないように記憶してございますので、相当効果があるんじゃないかなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 県のほうはこれからということであるので、町としては示されていないということでございますけれども、これ、県に対して相当に大きなことについての要望は出せるんでしょう、対策について。当然、町長もやってくれているとありますけれども。以前は橋の話もありましたよね、一旦向こうへ回すとか。そういうふうなところの計画はもう一旦なくなってしまって、現在もう浚渫とか、そういうふうな形の対策となっているわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 計画についてでございます。

まず、高野口野上線の拡幅計画についてでございますが、計画としてはまだ現在残っております。ただし、詳細設計も入っていない状態で、どうも計画段階であったであろうということでございまして、現実的に計画として出されているのが真国川の局部改良で、釜滝・西野地区の当然被害も過去に出たことから改良が必要であるということが出されておるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

要望についてでございますが、これは、町長のほうから町村会を通じて貴志川の河川整備計画の中で早急に対応してくださいということで、再三にわたり要望していただいておりますので、機会あるごとにまたお願いしようと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、梅本、奥佐々の地すべり対策について再質問を行ってまいりたいと思います。

これについては、センサーを幾つかつけていると。それによってサイレンとかメールが来るというふうなことで対策がとれるということでございますけれども、今、非常に確率が高いんですね。今まででしたら、どこが来るかわからんと、一般的に町内全体にそういうふうな雨季になったら心配せなあかんというふうなことであったかというふうに思いますが、現在においては、やはり梅本、奥佐々というのは一つのポイントとして心配されなきゃならんということで、しかも梅本の地すべりなんていうのは、これ、非常に大きいんですね。あれ、落ちてきたのは約1割やというふうに言われていますけれども、まだ9割何とか乗っていると。

そういうふうな状況であるので、対策として、一つには逃げる対策、それから逃げるところの、今、公民館を前のときも準備していただいて、いろいろと町のほうも毎日毎日食事等の何をしていただくと、応えていただくということだったんですけれども、もし長期ということになってきた場合にどうするのか、やっぱりようあるところの、すぐに体育館等に逃げて共同生活をしていかならんということの中で非常に精神的にもいろいろとつらいものがあつたりとかするということも聞きます。そういうことに対してでも対策が必要で、検討しておかなあかん問題ではないかというふうに思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 美濃議員の御質問にお答えしていきます。

確かに避難所というのは非常に生活しにくい部分がございます。それで、今までも地すべりが起こったときに、小川地区公民館もちよっと長い期間、1カ月ぐらいでしたっけ、しましたし、その後、風の森という近くのところにも避難させていただきました。そして、また町営住宅等の斡旋といいますか、そういうものもさせていただいております。

すんで、今後も大雨が降ったり、そういうことが多々あろうかと思えますんで、そういうことも常に考えながら対応するべく準備を進めていきたいと思えますんで、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃議員の一般質問が終わりました。
しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時02分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時27分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、7番、西口 優君の一般質問を許可します。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） まず、1点目です。

紀美野町の将来ビジョンについて。

紀美野町を取り巻く環境は、若者の減少、高齢者のみの限界集落の増加など、長期総合計画においても数年後には人口がどこまで減少するという悲観論ばかりです。これでは、町の将来に夢を持った若者が育ちません。行政は、次世代に夢を与えていくことが望ましいと考えます。もっと前向きな立案をすることはできないものか。

2点目です。

少子高齢化と企業誘致について。

若者が18歳になると町外へ出ていく。町内に働く場所が少ないからですが、改善するには企業誘致しかないようにも思います。廃校・休校の再利用として、りら創造芸術高等学校、慶風高校などがありますが、若者の定着には影響がないようにも思います。それよりも休校・廃校を利用した企業誘致のほうが職場確保につながるように思うのです。町内にはまだ十分活用されていない学校があります。これらを対象に、情報発信をして、企業誘致に利用できないものか。

3点目です。

高齢者の免許証返納について。

高齢者の運転が社会問題になっています。田舎では、公共輸送が行き届いていないの

で、生活面において免許証返納が難しいのも事実です。この問題については、以前より聞かせていただいておりますが、年を追うごとに難しくなっていると思われます。

当時の福祉課長は、平成30年8月より県下全域において和歌山県警と各地域包括支援センターが連携し、免許自主返納者のうち生活に関する相談を希望された方につきましては、和歌山県警より地域包括支援センターに連絡が入ることとなり、介護保険サービスを含め必要に応じた支援がスムーズにできる体制となっております。とはいえ、交通問題は紀美野町において大きな課題です。警察庁のアンケートにおいて、人口規模が2万人未満の町村の場合の自主返納者が役に立つと思う支援の内容として最も多かったものが交通手段に関する支援の充実となっております。交通弱者の方に対し、町としてどのように支援していくのか、関係機関と検討してまいりますので御理解賜りますと答えていますが、現実問題として、運転免許証自主返納者の交通弱者救済についてはどのように考えているのか。

4点目です。

中学校の不登校について。

聞くとところによると、中学校で長期の不登校があったと聞きました。町立野上中学校では、近隣に比べて不登校児童が多いとも聞いたことがあります。子供の不登校は、その子供の一生にも重大な影響を及ぼすものと考えます。学校は、不登校について把握されているわけですから、今まで対策はどのように行っていたのか、今後の改善策はどうしているのか。

5点目です。

道の駅構想について。

平成30年一般会計補正予算の中で、道の駅候補地選定資料作成業務281万9,000円が出ています。当時、同僚議員からも、日曜・祝日の集客数の見込み、道の駅の集客数の調査等の意見もありました。役場の答弁は、281万円には造成費用の概略設計等の資料を作成するための業務委託料だとのこと。収容数については今回の委託料には含まれていないとのことでした。

それでも、場所を選定するに当たっては、交通量、集客数の見込みがあって、それらに鑑みて初めて場所が選定できるものだと考えるのです。あれから半年、進捗状況はどうなっているのか。

6点目です。

ため池の維持管理について。

全国にある約20万カ所のため池のうち、所有者などの記録が残っているのが約9万6,000カ所にとどまることが農林水産省の調査でわかったとのこと。ため池については、以前より何度か聞かせていただいておりますが、耕作農地の減少により、ため池が不要にもなってきました。町内には244のため池があるという。耕作農地のない池も見受けられます。昔は、全てのため池に水利組合があったと推察するところではありますが、水利組合の実態の把握はどうなっているのか。

また、水利組合のない池については、管理ができず、危険でもあります。町内に多くあるため池の今後の維持管理について、計画はどうなっているのか。

7点目です。

残土処理場について。

岩出市から毎日トラックで残土が搬入されています。地元住民の話として、残土処理・搬入車両が頻繁に通行することにより、毎日の生活の中でほこりにより窓があげられなくて困っているとのこと。処理場で搬入車両台数を聞くと、多い日は1日230台あるという。営業時間が8時30分から12時、午後1時から5時となっていますから、1日の営業時間で割ると2分間に1台が搬入されることとなります。これ以外にも県工事で仮置き残土があるとのこと。これについてはカウントされていないとのことですから、実際は搬入量が多いと予想されるところです。住民の生活に支障が出るのはよくない。こうした現状に対して、町は搬入業者にどのような指導を行っているのか。

8点目です。

セミナーハウスの有効活用について。

29年12月議会、当時の答弁では、施設自体は3月31日まで営業を行っております。そのため、閉館してから施設内の備品等の確認や施設の状態等を再度確認し、いろいろな方面から検討していく予定です。今後、施設の活用や、使用される方々に安全で安心して利用していただくために、また施設を十分に有効活用するために、地域住民の方々の意見や、活用したいと考えている団体等がいれば、しっかりと協議を行い、検討していきますとのことでした。あれから1年数カ月、活用についてはどうなっているのか。

9点目です。

防犯カメラの増設について。

川崎市で事件がありました。常軌を逸した行動をする者から子供自身が身を守るのは不可能だと思いました。以前、犯罪防止に防犯カメラを設置してはとの答弁で、28年度予算で設置工事費200万円を計上とのことでした。広報でも平成30年度で防犯カメラを設置工事と載っていましたが、事件はいつでも起こり得るものです。犯罪抑止力を高めるためにも防犯カメラを増設してはどうか。

10点目です。

電動カートの充電場所の充実について。

高齢者の電動カートが増えてきているようにも思われます。バッテリーの容量が小さいので、行動範囲に制限があるようです。お年寄りが集まる場所、ふれあいサロンなどに参加したとき、充電サービスができるようになれば、高齢者の行動範囲が少し広くなるような気がします。このようなサービスの提供はできないものか。

11点目です。

限界集落の自治会存続について。

町内を見渡すと、全戸数で数軒、それも高齢者だけの集落がふえてきています。あるところで相談を受けました。町外で暮らしている子供からですが、親に地区の役員が回ってきたのですが、パソコンも使えないので、親の心労ははかり知れないものだ。これからますますこのような傾向が強くなってきます。限界集落の自治会存続について、存続にどのような考えを持っているのか。

12点目です。

ショートメールサービスについて。

防災無線が聞き取りにくいとよく聞きます。世の中は、携帯電話が普及しています。県では緊急時にエリアメール、NTTドコモ、平成23年7月1日開始、緊急速報メール、au、ソフトバンク、平成24年3月1日開始を利用して配信することで避難行動をとっていただくよう努めています。また、紀の川市でも、防災無線と並行して緊急連絡にLINE、ショートメールを使って情報発信をしていると聞きます。紀美野町でも、防災無線と並行してこのような方法を取り入れることはできないものか。

13点目です。

役場内の金融機関について。

2月16日から3月15日の間、確定申告の手続を役場で行ってくれます。還付金がある場合はよいのですが、納めなければならない税金も発生する場合があります。役場

の町金庫、6番窓口でその税額分を入金しようと思っても、本店に行ってくれと言われます。これからはますます高齢化社会を迎え、移動が難しくなってくると予想されるので、6番窓口で入金ができる方法を検討すべきでないか。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、西口議員の1番目の紀美野町の将来ビジョンについて、2番目の少子高齢化と企業誘致について及び5番目の道の駅構想についての御質問にお答えいたします。

まず、1番目の紀美野町の将来ビジョンについての御質問にお答えいたします。

平成29年度からの10カ年を計画期間とした第2次紀美野町長期総合計画については、議員御指摘のとおり、少子高齢化や将来の人口推計など、当町を取り巻く厳しい現状が記載されております。

また、当町が目指すまちの将来像として、「空・山・川の触れ合いのある美しいふるさと～住民活力でつくるまちづくり～」を掲げるとともに、大きく分けて5つの基本方針を設定し、その下に16の分野を配置して、当町の取り組み全体の方向性を示しております。そして、総合的なまちづくりのための事業施策を、行政、住民、地域が一体となって取り組んでいくこととしております。

このように、長期総合計画に当町を取り巻く厳しい現状が記載されていることは事実ですが、次世代の若者を悲観的にさせるためのものではございません。これは、あくまでも当町が目指すまちの将来像を明らかにするために現状を認識するものでございます。

また、平成27年度からの5カ年を計画期間とした紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、人口減少の克服と地方創生に臨むためにさまざまな施策を展開しておりますが、当戦略も長期総合計画と同じように、人口減少等の現状の認識から成り立っているものでございます。

さて、議員御指摘の、行政は次世代に夢を与えていくことが望ましい、もっと前向きな立案をすることはできないものかという点につきましては、現行の長期総合計画及び総合戦略に基づき、さまざまな施策を展開していくことになります。

さらに、今年度当初予算で御可決いただきました紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務において、長期総合計画の各種事業を対象とした評価・検証と今年度で計画最終年度を迎える総合戦略の改定を行うこととなりますので、その業務の中で施策内容の見直し等の協議を行うことになろうかと思われます。

したがいまして、議員御指摘の次世代に夢を与える前向きな立案のうち、現行の長期総合計画や総合戦略に記載されていないものにつきましては、それらの機会に検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の2番目の少子高齢化と企業誘致についての御質問にお答えいたします。

現在、町内の小・中学校で休校となっています学校は、柴目長谷分校、毛原小学校及び長谷毛原中学校の3校、また廃校となっていますのが旧真国小学校、旧志賀野小学校、旧国吉小学校、旧上神野小学校及び旧長谷小学校の5校となっています。

このうち、旧真国小学校、旧志賀野小学校の2校につきましてははりら創造芸術高等学校に、旧国吉小学校につきましては慶風高等学校に、旧上神野小学校につきましては上神野まちづくり推進協議会にそれぞれ貸し出しを行っており、有効に活用されております。また、旧長谷小学校につきましては、老朽化が激しく、今後も有効活用が見込めないことから、取り壊す方向となっており、ご迷惑をおかけしております。

さて、議員御質問の休校・廃校を利用した企業誘致ができないものかにつきましては、以上のことから、現時点で休校・廃校を利用した企業誘致はできない状況となっております。

しかしながら、企業誘致の重要性は認識しているところでございますので、今後は休校・廃校施設に限らず、利用されなくなり、利用可能な公共施設については、門戸を狭めることなく、貸し付け等可能な限り柔軟に対応していきたいと考えております。その中には、当然、レンタルオフィス等の企業誘致につきましても県等と協力しながら対応したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の5番目の道の駅構想についての御質問にお答えいたします。

平成30年12月議会において御可決いただきました道の駅候補地選定資料作成業務委託料につきましては、収容数に関する調査は含まれていない旨の答弁をさせていただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、道の駅などの施設の候補地選定の際には、交通量や集客数に関

する調査を行うのが一般的な流れであると思われます。しかしながら、国道３７０号や県道野上清水線の拡幅工事等が進む中で、それらの工事が完成すれば、道の駅の利用者として想定される生石高原や高野山への観光客などの交通量が飛躍的に増えることが予想されます。

そのような状況の中で、国道３７０号沿いで県道野上清水線からも利用しやすく、町民も利用しやすい複数の候補地について、造成費用の概略設計等の資料を作成し、比較検討を行う必要があるという認識のもと、道の駅候補地選定資料作成業務を委託したものでございます。

さて、議員御質問の道の駅構想の進捗状況につきましては、平成３１年３月に道の駅の候補地選定の基礎となる資料が完成し、現在、複数の候補地の中から選定するための協議を行っている段階でございます。

なお、選定におきましては、概算の造成費用に加え、造成工事の工法や道路進入の安全性、さらには土砂災害防止法、森林法、農地法などの各種法規制等と照らし合わせながら協議を行っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 私からは、西口議員の３点目の高齢者の免許証返納についてと、９点目の防犯カメラの増設について、１１番の限界集落の自治会存続について、１２番のショートメールサービスについての御質問にお答えしてまいります。

まず、３点目の高齢者の免許証返納についての御質問でございます。

連日、テレビや新聞などで高齢者の運転による交通事故が取りざたされている中、運転免許証の自主返納についての呼びかけが広まっております。そのような中で、免許返納後の受け皿となるべき地域公共交通の重要性はますます高まっていることと感じております。

当町では、運転免許証返納者への支援としましては、コミュニティバスの運賃２００円を半額の１００円にするといった配慮を行っております。しかしながら、バス停までの距離が遠く、そもそもコミュニティバスに乗ること自体が難しい方もおりますし、また路線バスである以上、決まった目的地、時間のみの運行となりますので、コミュニテ

ィバスだけでは免許証返納者を含む交通弱者の移動手段を十分には賄えていないことは私どもも認識しているところであり、大きな課題であると考えています。

ただし、町といたしましても、現状の課題を重く捉え、交通手段の確保について、コミュニティバス以外の手段も検討し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、9点目の防犯カメラの増設についての御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、平成28年度に小学校周辺における児童の安心・安全を確保するのを目的に始めました。現在、町内で10カ所に設置し、稼働しております。

平成28年度は5カ所で、動木と動木南交差点、野上小学校校門前、新宮橋交差点、下神野小学校への登り口交差点に設置しております。平成29年度は3カ所で、小川小学校、くすのき公園、美里中学校に設置しております。30年度は2カ所で、スポーツ公園入り口と野上厚生病院近くの交差点でございます。今年度も2カ所の設置を予算計上しておりまして、設置場所は美里地域を予定しております。

防犯カメラは、犯罪の予防等に有効性が認められていますので、今後も必要に応じて設置してまいりたいと考えております。

次に、11点目の限界集落の自治会存続についての御質問にお答えいたします。

近年、全国的に中山間地の各地区では、人口の減少と高齢化により、自治会の存続に苦慮されていますし、自治会を解散しているところもあるようでございます。一方、市街地では自治会に加入しない住民が増えていることや、逆に自治会への加入を断られるような事例もあるようで、地域の事情により問題が生じているようでございます。

最初に、自治会組織について簡単に説明させていただきますと、各地域で生活する住民が自分たちのコミュニティを形成し、生活環境の維持や改善することを目的に、各地区が主体となって設置するものでございます。当町におきましても、地域の取りまとめのほか、寺社との関係の深い地区もあるようでございまして、その役割は非常に大きいものと認識しております。

また、町からは、各区長の皆様に、広報紙の配布、各地域の補助申請、寄附金などの徴収などさまざま依頼させていただいておりまして、特に広報紙の配布につきましては区長の皆様に大変な御負担をおかけしているところです。

さて、御質問の限界集落地区における自治会の存続についてですが、合併以降、各地

区の人口の減少と高齢化により、自治会役員になり手がなく、非常に苦慮されている地区が増えております。これからも人口減少と高齢化が進むことになりますから、町といったしましても危機感を持っております。

しかし、自治会は、あくまでも地域主体の組織でございますので、地区の統合なども含めて区長連絡協議会と協議してまいりたいと考えております。また、同時に、役場から区長に依頼している業務につきましても軽減できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

12点目のショートメールサービスについての御質問にお答えいたします。

議員御質問のメールサービスとは、エリアメールサービスのことでございまして、NTTドコモ、au、ソフトバンク等の携帯電話会社が提供しているサービスとなります。

エリアメールの仕組みにつきましては、各市町の防災担当者が災害情報を入力し、携帯電話会社にデータを送信することで、各携帯電話の電柱より防災情報が送信される仕組みとなっております。当町におきましても、昨年の台風21号以降、配信する体制を整え、本年8月から避難準備情報などを防災行政無線と並行して配信することとしてございます。町民の皆さんには、広報きみのに掲載し、お知らせさせていただきます。

ただ、現在稼働中の防災行政無線設備には、エリアメールを自動的に配信する機能はなく、職員による手入力作業が必要となるため、瞬時に配信することができないという欠点もございます。これにつきましては、今年度の防災行政無線デジタル化工事において改修することとしてございます。

なお、このエリアメールは、現在、紀美野町内には近隣市町からのエリアメールが届いているかと思います。紀美野町で登録した情報は、紀美野町内だけにメールされるものではなく、携帯電話の送信柱の電波の届く範囲にメールが流れることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 私のほうからは、西口議員の4点目と8点目の質問についてお答えさせていただきます。

まず、4点目の質問、中学校の不登校についてお答えさせていただきます。

文部科学省によると、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的

要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による欠席者を除いた者となっております。

不登校は、例えば家庭の生活環境の急激な変化や親子関係をめぐる問題、無気力、不安などの情緒的混乱などさまざまな要因が考えられます。

昨年度、町内の全生徒に占める不登校生徒の割合が3.03%で、県全体の2.93%、全国の3.25%と比べて決して極端に高い状況ではありませんが、不登校ゼロを目標に取り組んでいるところです。

各学校では、担任一人が抱え込まないように組織的な対応を基本とし、対策をとっています。校長を中心に関係職員でケース会議を持ち、児童・生徒の欠席状況や家庭での様子などの情報交換をもとに、関係機関と連携することでさまざまな人が児童・生徒、保護者にかかわるようにしています。もちろんケース会議を持つまでには担任や担当教員、不登校児童生徒支援員が家庭訪問をしたり、毎日のように電話で状況確認をしたりしています。さらに、各校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されており、必要に応じて児童・生徒自身や保護者、教職員が相談できる体制が整ってきました。

不登校対策には、第一に不登校を出さないための取り組みが重要です。教職員一人一人が児童・生徒のささいな変化も見逃さず、しっかり子供と向き合い、未然防止や早期取り組みに努めるとともに、今後も専門家と連携しながら相談体制の充実を図り、常に学校、保護者、関係機関と連携しながら、不登校の解消に向け、さらなる指導の充実を図っていきます。

以上、4点目の質問の答弁とさせていただきます。

続きまして、8点目の質問、セミナーハウスの有効活用についてお答えさせていただきます。

セミナーハウス未来塾は、本館、調理棟、管理棟の3棟が昭和63年に建設され、研修棟、元短期滞在施設が昭和56年以前に建設された未耐震施設となっており、施設の老朽化のため、平成30年3月末をもって廃館となりました。

町としましては、未耐震施設への設備投資の考えはなく、また安全面の観点から未耐震施設の貸し出しについても行う予定ありません。未耐震施設の解体・撤去を行った上で、残る本館、管理棟、調理棟の有効活用について検討を行う方針でした。

しかし、平成30年2月末ごろ、国吉地域で活動する団体から未耐震の研修棟を活用したい旨の話があり、現在、その団体と何度となく協議を重ねている状況です。

以上、8点目の答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、私のほうからは、西口議員質問の6点目と7点目についてお答えさせていただきます。

まず、6点目のため池の今後についてでございます。

議員御質問の水利組合の実態についてでございますが、土地改良区は、県知事の認可により設立された一種の公共組合ですので、把握することは可能ですが、水利組合には法的な根拠はなく、用排水路を管理する地域住民が任意に設立しています。このため、町として直接把握・管理することは実際できていない状況です。

また、水利組合のないため池を含めた今後の管理ですが、本年度当初予算において防災重点ため池のハザードマップを作成する予算を御承認いただいております。また、国の指針の変更に伴い、本議会において小規模ため池も含めたハザードマップを作成するための補正予算を計上し、3年後をめどに小さなため池を含めた浸水想定区域を明らかにしたハザードマップを作成したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

続きまして、7点目の残土処理場についてでございます。

現在、岩出市内において一級河川紀の川の河床が浅くなっている箇所があるため、大雨に伴う紀の川の水位の上昇が早くなっている状況となっております。これを解消するため、国土交通省が浚渫工事を行っております。この浚渫した土を処理するため、大型ダンプトラックの進入が大変多くなっており、周辺住民の皆様には大型車との対向等について御迷惑をおかけしている状況となっております。

処理場周辺を走行する際は徐行に努め、また小学生の通学時は処理場へ上がらないなど業者には周知を徹底し、苦情があったときはその都度その旨業者に連絡を行っている状況です。また、場内からの退去時は、土のついたタイヤが水ため場を通過することにより土の巻き上げが起こらないよう、施設の管理に努めている状況であります。

また、これとは別に、現在、町内で施工されている国道370号の工事に伴う現場発

生土の仮置きを県が処理場内の一部を使用し、搬出入を行っている状況となっております。これは、国道３７０号の改良が長い区間にわたるため、現場発生土の有効活用のため、実施しているものであります。仮置き場から現場へ土の持ち出しのダンプトラックがあるため、その際、ほこりを巻き上げることが周辺住民に御迷惑をおかけしている要因の一つとなっているかと考えております。

このことについて、先日、県海南工事事務所と協議を行い、この件に関して対応していただく旨お伝えし、今後については散水車を導入するなど管理を実施する旨回答をいただいております。これからも問題が発生した際は、都度県と協議を実施し、問題の解消に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、私のほうから西口議員の１０番目の御質問、電動カートの充電場所の充実についてお答えさせていただきます。

電動カートについては、議員御存じのとおり、介護保険における福祉用具貸与品目の一つとして、原則、要介護２から要介護５の方を対象に高齢者の交通手段の一つとして貸与しており、町内では、令和元年４月現在、４８人の方が利用しています。

事業者を確認しましたところ、カートの種類にもよりますが、一度の充電で約３０キロ程度の走行が可能であり、そのためにはおおむね８時間程度の充電が必要とのことでした。

もちろん充電については自己管理でお願いするところではございますが、実際、外出先で充電切れとなる場合もあり、過去には役場や診療所などにおいて電源を使っていたこともございます。

議員御指摘のとおり、充電場所が充実すれば行動範囲も広くなり、高齢者も、利用者も安心して外出することができますので、困った方につきましては、役場等の行政機関での充電サービスを行っていきたいと考えております。

また、地域サロンや老人クラブ活動など高齢者が集まる場所で充電ができるよう、町としましては集会所を管理しております区の協力が得られますよう、区長会等を通じて働きかけてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 会計管理者、北山君。

(会計管理者 北山 仁君 登壇)

○会計管理者（北山 仁君） 私からは、西口議員 1 3 点目の役場内の金融機関についての御質問にお答えさせていただきます。

御質問は、紀美野町役場で確定申告をして納税が発生した場合、町金庫で納付ができないかとの質問であったかと思いますが、町金庫では、町税や町の施設使用料等の町の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせるものとなっております。したがって、御質問の国税の納付につきましては、町公金ではなく、町金庫では取り扱いできないものでございます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(会計管理者 北山 仁君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これで、1 回目の答弁が終わりました。

これより、2 回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

7 番、西口 優君。

○7 番（西口 優君） まず、1 点目です。

将来ビジョンにもっと前向きな立案って、実際問題として次回の計画ではそういうものを出していこうと、どんなことを出すんよと思うわけよ。具体的に紀美野町の将来像、もっと前向きな将来像があればいいのになと思うんやけど、その辺が余り見えてこない。だから、もうちょっと具体例があったらいいのに、実際問題として人口が減ってきている、どうなっていくんやろうなという不安が確かにある。

だから、不安のほうに先に立っているんじゃないかなって。次の世代に若い人らが紀美野町でもっと前向きに活動できるような方法があれば、そういうふうなことが理想かなと思うんやけど、その点についての考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたしますが、紀美野町の将来ビジョンということは、第 2 次紀美野町長期総合計画、これのまちづくりの将来像というのを、これを見ていただいたら、ここに詳しく書いております。

そんな中でございますが、決して否定的なことを言っているのではなしに、あくまで

も将来、このまちをよりよくしていこうと、安心・安全のまちづくりをしていくためにはこういうことをしていきたいですよということていろいろビジョンとして5つの基本方針を出して、そして基本方針の中にまた16の分野を配置して、そしてそれらを実施することによって、これを何とか打開していく、将来的につくっていききたい、そうしたことをうたっておりますので、決して否定的ではなしに、あくまでもこのまちをよくしていこうということて書いておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 1点目は、それで結構です。

2点目、学校の有効活用というところで、以前にも聞いたことがあるんですけどね。

上神野地区まちづくり推進協議会、上神野小学校の活動拠点となっているという。それと、柴目の分校についても社会教育団体の物置場、また年間数回、和歌山県警の訓練に使用されているという。実際問題として、あそこに、もちろんあそこもバイクで走らせてもらっているんですけども、年間通しての利用頻度ですか、実際は柴目の分校にしても誰にも出会ったことがない、行くたびに。もちろん昼間しか行けへんねんけど。だけど、上神野にしても、実際、誰にも出会ったことがないという、こういうふうな現状で、その利用頻度はどないなっている。年にたとえ1回や2回使っているからこの学校は十分活用されていますよと言われても、それでいいんかなと思うわけよ。

実際問題として、学校に、りらは確かに年間通してやっている。慶風高校に当たっても、ほとんど誰にも出会うたことないわけよ。だから、本当の有効活用というのは、そういうもんかなとも思ってしまって、そういうふうなせっかくの町有財産があって、それをもうちょっと次の世代の職場というんか、そういうもん利用できたらいいのかなと思うんやけども、その点はどうなんでしょうね、利用頻度からすると。教えてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の2番目の少子高齢化と企業誘致という問題でございますが、私ども、企業誘致も県のほうへ企業誘致をする町として届けはしています。以前も企業から見に来たことがあります。しかしながら、やはり立地条件的に非常に厳しい。そういうふうな状況の中で、私は、紀美野町には福祉施設、そしてまた学校と、それらも企業とは何ら変わらない、やはりまちづくりの大きな要因であろうと思います。

そんな中で、おっしゃられたように、慶風高校、 magari 芸術高等学校等々を誘致することによって、生徒が来て、そしてまた生徒を教える先生方が来られるということで新しい雇用が生まれると、そうしたことを今目指しておるところでございます。

したがいまして、今、議員がおっしゃられた慶風高校、これなんかは、野球とか、それからテニスとか、いろいろ練習にも来られていますし、あそこは御承知のとおり、通信教育なんですね。そんな中で、夏場に練習に来られたり、またいろいろ利用はされておると。ただ、普通の学校のように毎日来て、そしてそこで授業したり、そうしたことはないようでございます。

しかしながら、生徒との交流、また先生方との交流、そうしたものが新しい交流として生まれているということは事実でございますので、やはり企業誘致、また学校の誘致、そして福祉施設の誘致等々、今後、この町の一つの大きな誘致活動としてやっていきたい、そのように考えておるところでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の町長の、学校は確かに生徒が来ている、それはいいんやけど、生徒が3年間いてて、言えば地元にとえ1人でも残ってくればいいんやけど、結果として3年間滞在してくれていて、それだけで終わってしまうからね。その次の段階が望みにくいんで、何とかそのところにちょっと疑問に思うわけですよ。それが1人でも残ればいい。だけど、それがそういうふう to 現実にはなっていないんじゃないかなって。その点、どうなんでしょうね。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えしたいと思いますが、生徒が3年間おったらもう出て行って一つも帰ってこないかと、定住じゃないやないかというふう to 今おっしゃられたと思うんですが、そうではなしに、私の耳に入っている限りは、生徒が卒業されて就職をしたり、また紀美野町へこれから住んでいたいという生徒さんがいらっしゃると。しかしながら、紀美野町には今住むところがないというふうなことも聞こえてきます。また、生徒を教えている教師の皆さん方も今通いで来られたり、いろいろされているわけでございますが、やはりこの方々もできれば住んでいただいて、そして紀美野町の一住民として活動いただければというふうな思いを兼ねておりますの

で、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 3点目です。

高齢者の免許証返納についてという。

現実問題として、役場も実際に田舎で免許証を返納すると地形に問題があるとか、コミュニティバスに乗るのが難しいという、こういう認識はあるわけですね。だけど、それでも最低限生活していかなきゃいけない、その地区で。高齢者になって免許証は返さなならんけども、最低限生活していかなあかんという中では、どのように生活していったらいいんよと、こういうふうな問題が当然起こります。

だから、そのときに、利用者、当然、返納してどないして生活していこうなんていう話し合いは、高齢者と、返納するという人の、そういう人との話し合いというのはどのようにやっていますか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 返納に関しては、町には返納するとかということは当然言っていないので、どなたが警察の県警のほうに返しているのかというのは、当然こちらは把握しておりません。西口議員の質問にも、地域包括支援センターに連絡が入って、そして介護保険のサービスとかの支援、入ればそういうところで支援策も検討できるんですが、今までに和歌山県警から地域包括支援センターに連絡が入ったこともございません。

そして、なおかつうちのコミュニティバスも200円が100円になる、運転の履歴書を見せてもらえば200円から100円になるんですが、委託のバス会社さんに問い合わせしてみても、それは今までないということでございますので、実際、話をお伺いすることも実態をつかんでいるということもないので、非常に議員の質問には、お答えにはちょっと難しく思っておるんですが、とにかく全ての高齢者の方ができるだけ公平に移動手段が確保できるようなことを考えていかないといけないということは認識しておるところであります。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の話だったら、免許証は返して、どうして生活するんやって、こういうふうな問題が絶対ついてくると思うんですよ。高齢者で隣近所が少ない。

確かに奥のほうへ行ったら、この辺だったらまだ割と隣近所もあるし、何か病院であってもスーパーも何か近くにある。だけど、生活手段って成り立たないんじゃないかなって。奥のほうへ行って、実際、隣近所が少ない、店も少ない、そういった中でどうして生活するということについては、非常に難しい問題であろうかと思うんですけど、それについて、役場のほうは連絡がないからというような後ろ向きじゃなくて、余り進んで対策をとっていないという、こういうことでいいのかなと思ってしまうわけよ。

実際にはもう高齢者というのは年々高齢になっていく、年々いつ免許証を返納せんなんのかなと、こういうふうな事態やしやな。そういったときに、必ず生活という部分とひっついて連動されているわけやけど、そのことについてもうちょっと認識が甘いんじゃないかなと思うんですけど、その辺の解釈、どうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたしますが、ちょっと問題が2つあると思うんです。

1つは、まず自分の持っている免許を返納する、これは警察との話なんですね。今、議員がおっしゃられているのは、返納した後、その人の生活はどうなるのかということをごっちゃにあれされていますんでね。それで、話はあれなんですけど、そうじゃなしに、あくまでも免許返納については、私どもは紀美野町として警察に協力をさせていただいていると、こういうスタンスです。

ただ、その後の買い物云々とか、いろいろ交通の利便性とか、これはまたこれとして今後検討していかならん。そうした中で、今、これは余分な話になるかわかりませんが、谷地区のほうでNTTが新しい試みを今実験しているというふうな状況でございますので、そこらをちょっと整理させていただいて御質問いただければと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 4点目です。

不登校の問題についてですね。

不登校というのは、当然、学校としては不登校はわかっているわけすな。それも、長期に不登校というのがわかっている。わかっているということは、それに対しての対策なり何なりというのが本来は速やかにやらなかったらいけないわけやけど、現実問題として不登校の状態で卒業式を迎えるという、そういうふうなことは、あってはならん

ような話なんやけど、それは個々に状態が違うから、ほかのものじゃなくて、尺度ではかったようにはいかんのはわかんやね。

だけど、これは仕方なかったよと言われてしまえば、それもまたいかなもんかと思うわけよ。保護者の側からすると、学校に預けて学校が本来は誰であつても受け入れてくれるべきやしな。そういうふうな、そういう体制にあつてしかるべきやと思うんやけど、それがうちの子だけ行けやんかったと、そんなことがあつてはいかんと思うわけよ。

あくまでも集団生活の中で誰でも参加できるという学校に対して、それがたまたまそれは子供の資質と言うてしまつたらそれだけのこともわからんけど、本来は誰であつても受け入れられる状態でなければいけない。

そういったことに対して、長期に不登校があるという現実と考えたときに、それでいいんかいなと思つてしまうわけですよ。その点の考えを、言えば一定の期間、長い期間があるから、こういうふうに卒業式を1人だけで受けるという。だけど、本来は学校というのはそういうもんじゃなくて、誰であつても受け入れられるという前提でなければいけない。そうならないからね。その点についての解釈、どうなんでしょうね。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今の西口議員の御質問なんですけども、先ほど教育次長がお答えしましたように、不登校になるきっかけというのは人さまざま、子供によって全部違うわけですね。

今、全国的な統計で一番多いとされているのが友達関係が原因、2つ目が生活の乱れ、3つ目は学習のつまずきとか、いろいろ子供によって違うわけですね。そういった不登校に、今、議員がおっしゃったみたいに速やかに対応、これは非常に大事なんですけども、対応で一番効果のあると言われているのが家庭訪問であつたり、あるいは学校に勤務しているスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーとかという専門家がいてるんですけども、その人たちとつなぐことであつたり、あるいは電話でおうちに電話したりすると、そういったことで地道な取り組みが非常に効果を奏しているという話があります。

それで、紀美野町内の学校としても当然そういった取り組みをするわけなんですけども、校内で相談員を1人置く、相談員と担任でスクールカウンセラーなどと協力して、それこそ早期に対応していくと。学校でケース会議というのを持って、みんなで共通理解すると。そういった取り組みを非常に地道にしているんですけども、なかなかこれが効果

があったんだと、効果があるんだという、そういった極めて効果的な取り組みというのがなかなかなくて、いろんな取り組みをしながら地道に対応しているというのが現実でございます。

今おっしゃったように、子供一人ができるだけ早く学校に来れるように、先生方も一致協力して、そして今後とも取り組んでいきたいと思いますので、どうぞ御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の話だったら、ケース・バイ・ケース、確かにそのとおりだと思うんですけども、言いかえれば100人おれば100人ともそういうふうなケースが違うから、どんな努力をしてもあかんというような言い方に聞こえるわけよ。そんなこともないやろけどね。だけど、確かに種類が多いのはわかる。ケース・バイ・ケースになるから。だけど、それが効果が出ていないというところに疑問に思うわけよ。

実際に、それはありとあらゆる手を尽くしてくれてんねんと思うで。思うけど、効果が出ていないという。それは、効果が出ていないと始まんわけやしな。その点、どうなんでしょうね。それは、やり方というのはどこまでいってもこれで100点とはいかんのかもわからんけども、はたから見えてこの子の一生にかかわってくるもっと切実な問題だと思うんですよ。

だから、そういうふうに、他人事とは思えへんやろうけど、案外気楽に考えているんじゃないかなと。一生が潰れるか潰れやんかというふうな考えやったら、もっと真剣な取り組みができるんじゃないかなと。この点の、例えば紀美野町内で対処できなかったら、もっと県のほうでも何かに相談するとかという方法があったんじゃないかなと思うんやけど、そういうもの、どうなんでしょうね。

○議長（伊都堅仁君） ちょっと休憩します。

休 憩

（午後 2時31分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時33分）

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 5点目です。

概略設計というのに281万という。だけど、本来は、道の駅をつくるに当たっては、どこへつくったら何人ぐらい集客がある、そういうふうなことも選定、複数の場所の候補地があったというような話でしたけど。だけど、ここの土地やったら、ここであつたら採算に乗る、ここであつたら土・日どれだけの集客があるとかって、そういうことも加味して場所を決める。それでないと、それは確かに造成費用とかという問題もあるかと思うんですけどね。私、やっぱりそこで採算に乗るか乗らんか、普通に考えて今までの建物を見ると、まず減価償却は役場持ちで、維持管理にしても指定管理者を利用するかというふうになり、だからそうなつてはいけないと思っているわけよ。だから、そうならないためには、まずやっぱり採算性という。そこで採算に乗るか乗らんかということを含めての場所の候補地選定でないといけないと思っているわけよ。

だから、その点についての、281万は組んでんのわかるよ。そして、複数の土地があつたというのもわかるよ。だけど、複数の土地があつたら、ここあつたらどのくらい、ここあつたらどのくらいというふうな、なかったら、何もなかったら、そこへつくったときに後々持ち出しになつてはいけない。だから、持ち出しにならないという一つの確約みたいなものがあればいいのになと思うんやけど、その点の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員のおっしゃられる意味はわかります。しかしながら、紀美野町において、1万平米以上、1万3,000ぐらい欲しいと思うんですが、その面積のとれる箇所が非常に問題でございます。といいますのは、そんな大きな広大な土地の箇所が、今ぱっと出てくるかというたら、そうじゃないです。

したがって、いろいろな方法を持ちながらその場所の面積を確保していくということにまず決めて、そして交通量云々とか、集客、これは次の段階において、やはりその場所であればどれぐらいあれしていくであろうという、そうした基本計画等々をつくっていく。そんな中で、先ほど申されました運営ですね。道の駅はどんな運営していくんよとか、どんな形態をとっていくんよとか、いろいろそうしたことを今後検討していきたい。そうした思いで今回は、それじゃあ1万平米以上、1万3,000ぐらいの平米要ると思うんですが、そのとれる場所はあるんかいと、なければ造成したりしてい

んなん、地盤をつくっていかんなん、そんなことがいろいろあるから、その試算をもう出して、そして今後の検討課題にしていきたいということでこれを上程させていただいたところでございます。

それがこの3月末にようやく出てきたという中で、何かしら出ているわけですね。したがって、これからその中で選定委員会等々をつくり、そしてその中でよりいいところを選定していただくと。そして、また同時に業務計画、これらもつくりながら今後の運営に持っていきたい、そうした思いでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の町長の話だったら、1万から1万3,000平米という、確かに場所があってもその場所で採算が乗るかということになると、また話は別やと思うんですよ。全国の道の駅を見たときに、まずどこを見ても減価償却は役場持ち、そしてあと指定管理にという形が多くあります。だから、それやったらもう最初からマイナス前提やしな。そうやってはいけない。それは、確かに地元に道の駅があると少しは活発になるのかなとは思いつつ、それとの相殺、実際問題として役場の持ち出しがこれだけあって、まちの活性化のためにこれだけの利益が出るという、こういうふうな採算のどこかで折り合わせがあってしかるべきなんかなとは思いつつ、ほとんどが採算に乗ってないという。公共がサービス業に足を突っ込むとなかなか乗りにくい、そういうふうな実例がやっぱり多くあります。そんなん考えたときに、事業形態はどんなにすんねよって、やっぱりそう考えてしまうという、一つの議員の立場からするとそういうふうな考えなのが一般論です。だから、その点の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員がおっしゃるとおり、この道が完成している分であれば、交通量云々はデータ的に出てくると思います。しかしながら、今、高野からおりてくる370号線、これも未完成です。そして、また生石高原からおりてくる野上清水線、これもまだ未完成です。そうした状況の中で、今後そうした場所を選定し、そしてそこにはどれくらいの台数がとまってくれるやろうと、観光客がどれくらいあるやろうということを出した上で、その規模を、大きさとか、それから今後の運営をどうしていくんやと。やはり地元の野菜なり、そうしたものを主体に売っていききたい、そういう思いもあります。

したがいまして、やはりそうするためにはどういう経営形態というのかな、それをつくっていけばいいんかとか、まだまだこれから課題が山積いたしております。そんな中で、とりあえず場所的にどこがあるやろということを今選定していただいていると、こういうことをございまして、その後のいろいろの作業をもって、今おっしゃられるような採算性やら、また経営をどないしていくんやろと、農協にやってもらうんか、商工会にやってもらうんか、また一般企業にやってもらうんか、そうしたことも含めた上でやはりいろいろこれから検討をしていかんならんと。ちょっと話は飛躍し過ぎましたけど、まだそこまでは至っておりませんが、そうしたことを検討してまいりたい、このように思います。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 道路が未完成であって、まだ交通量がわからんという。それなら、道路が完成して後に検討すればいいんじゃないかなと、こういうふうと思うんですけどね。その点の考えだけ、ちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） といいますと、西口議員のその意見からいきますと、今後、3年後、4年後に完成し、そして客数とか交通状態とか、いろいろが正確に出てくると、それをもってそれをしなさいということであろうかと思います。

しかしながら、開通する、そうした時期を見きわめながらある程度我々は事業を進めていきたい、そうした思いでございますので、御理解を賜りたい。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 6点目です。

水利組合の把握、任意団体であるので、あくまでも把握はできていないという、ハザードマップとの兼ね合いの中でというふうな話を聞かせてもろたけど、実際問題として使われていない池は結構町内にたくさんあります。そうしたときに、池というのは、そこへ水が要るからそこに池ができてんねやと思うけど、実際問題としてこれから先もその池は使われないということを考えると、誰が管理すんねよって、そういうふうになってしまうかなと思うんですよ。池も当然官地のものもあるんやろうとは思いますが、数ある池で維持管理ということについて、結構池の堤なんかを直そうと思えば大変なお金がかかると思うんですけど、それが役場の責任でせんなんのか、その辺ね。あくまでも官

地の場合だったら役場の管理責任ということに理解してよろしいですかね。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） ただいまの西口議員の質問にお答えさせていただきます。

官地である場合、下地はあくまで現在、町ということになってございます。ただ、議員がおっしゃられるように、先に俗に言うため池の管理にはハードとソフトというのはございます。ハードというのは、議員が今おっしゃったように堤を直すとか、直接そのものをさわるという、当然改修するという形のものであるんだけど、ソフトというのは、今回私が申し上げたように、ハザードマップ等々を作成してまず管理をしていくという方法がございます。

今回、ハザードマップを作成するに当たって、その部分の必要性も当然加味しながらやっていますので、恐らく対象に現在なっているのは、当初は52池だったのが防災重点ため池の基準の見直しにより現在77池と聞いてございます。77池に対して、当初予定していたよりもちょっと突っ込んだといえますか、深い調査を行うように指針が変わってきてございますので、その辺の答えもこれができれば出るんじゃないかなと思ってございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の77池という話は、77池は全て町が管理するという、安全管理も含めて町が今後も管理していくということでよろしいですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 全てが全て管理という面に関しては、また話は変わってくると思うんです。私が先ほど答弁の中で申し上げさせていただいたように、当然任意の水利組合さんが管理している池もあろうし、それも調査をしていけばどこまでの受益でどういう池やというものはっきりしてくると思うので、全てが全て町が管理するということは現在のところ申し上げられないということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 水利組合があろうとなかろうと、池というのは結構修理、堤を直すにしても大変なお金がかかります。そういうふうに考えたときに、水利組合に

そういう資金力があればいいけど、なければどうなるんやと、こういうふうになってしまふかなと思うんやけど。だから、そういう場合の基本的な帰属というんですか、責任の帰属はどこにあるのかなということだけ、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 今回調査させていただく以上、防災等々の管理に関しては町にあると。ただし、水を使っている水利組合があれば、当然水利組合にも管理責任が発生してくるということでございます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 7点目です。

県が仮置きに残土、県工事だね。県工事で仮置きに残土はカウントされていないという。それもカウントされてなくて、その管理ができるんかなと思うんですよ。それは、確かに下に搬入している役場の残土処理場へ入れてんのは、水をそういうふうにして、やってくれている。だけど、県に入っている部分は、県の、同じ敷地内やけど、県が仮置きしている部分についてはカウントされていないという。カウントされていない車について管理責任と。これは、どんな管理してんねん。例えばこんなんしてくださいよと口頭で言うて、それでできてればいいけど、なかなかそうならないから地元住民から苦情が出るわけでしょう。だから、そういうふうに入ってくる車、出ていく車というのを管理してこそ、それこそ管理ができるんやけど、その辺の管理というのはどうされていますか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） ただいまの西口議員の質問でございますが、当然、議員がおっしゃられるように、処分場へ有料で入っていただく車に関しては全て当然管理はさせていただいております。県のほうに関しては、当然県が発注時にどれだけ持ち出す、どれだけ当然入れるということを測量して計画も管理しているわけでございまして、その辺の不備がございましたら、先ほども申し上げさせていただいたように、県の海南工事事務所のほうへ、これはおかしいですということで申し入れをさせていただくという形をとらせていただいているということでございます。

あくまで県は工事の管理の中であそこを仮置き場として使っているということでございます。それで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 県の工事事務所にそういうふうにこんなんしてくださいよ
と言うて、そしたらいわば1日に搬入量がどれだけあるとも、出ていくのがどれだけあるともというのが全くわからないという。下で聞いてもカウントされていない。うちの管轄と違うから全く何もわかりませんと言われて、それではええんかなと思いつながら、実際問題としては、これは県に、県の工事事務所に言うて、何トン土が出るよ、何ぼまた持ち出すよと、それは仮置きの話やけど、現実にはゼロになっていて当たり前なんかもわからんけどや。ほいたら、1日にそうすると何台入ってくるとも何台出ていくとも全く何もわからん状態ですね、今の状態では。それでその管理ができるんかなと。住民に対して苦情が出てくるのは当然のことやけど、苦情が出てきて、県へこんなん言うてますよと言うことで、それが実行されているかどうかという、県に対して要望を出して、それが実行されているかどうかということの裏づけはどないしてとっているんですかね。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） ただいまの西口議員の御質問にお答えさせていただきます。

裏づけと申しますか、県に、先々週でしたか、ちょっとお願いというか、ちょっとしたことがございまして、私が現地で確認、指示を行いました。そして、その後、後に、先ほども答弁で申させていただいたとおり、散水車も県が用意してくれて現場に設置してございます。管理人1人もつけてダンプを動かすという処置もとっていただいておりますので、それに関してはうちの建設課の残土処理場の担当、もしくは私が管理させていただくということでございます。

それと、もう一点申し上げれば、そのときに県に、国のほうの車というのはこの辺も走っていて、皆さん御存じやと思うんですけど、大きな国交省の仕事やとわかるプレートがついてございます。そんで、そこへ処分場の番号もついていて、当然、うちの処理場へ入っている車やというのは一目見ればわかるんですが、県の仮置きの場合は、業者名もどこへ行くかもわからなんだというのが現実にございました。そこも県のほうへお話をさせていただいて、今ではきちっと工事名とプレートも上げて、県の車であるということを知るように明記して上がってきていただいているというような質問もさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の話の中で、散水車というのは、道路に対して水を。残土処理場へ入るやつは、タイヤも洗っている、実際には水の中を通して洗っているらしいな。それと同じようなことが県の持ち出しの分とか搬入の部分とか、そういうこと、多分残土処理場はそれが必要車やさけやっているわけでしょう。だけど、県に仮置き場というのは、そういうふうな設備ができていないと思うんですよ。

確かに道路に水、ほこり出んようにまいてるんか知らんけども、それで事は足りてんのかなと。実際に紀美野町に、残土処理場は水たまりに、そういうふうに通しているというのは、それが必要やさけ、通していると思うんですよ。だけど、それと比べて県が仮置きにしているのは、そういうふうなことも何もしていない。もしそれで行けんのであったら、町も残土処理場、そんな必要ないはずやしな。だけど、町がそういうふうなことが必要やということは、県の仮置きについてもそういうことが必要じゃないかなと思うんですけどね。その点、ちょっと答弁してください。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） ただいまの西口議員の御質問でございますが、県のほうに関しましては、現場のほうをごらんいただいたらわかっていただけたらと思うんですが、いつも夏祭り等々で駐車場で使うところを横切って土の搬入・搬出をしているんですが、それまでの距離というのがございます。現在どうしているかという、そこに鉄板を敷いてあると。今までは鉄板を敷いたまま土砂を持って上がっておったんですが、現在は散水車で人をつけて、そこを洗って、持ち出さないようにする処理をして町道へ出ているという対策をしていただいておりますので、これはかなりましになったかなとは思っているんです。

それと、プラス塩カル、ありますね、ほこり防止の。それもまいてもうていただいておりますので、その辺の対策工事が若干できてきているとは思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 8点目です。

セミナーハウス有効活用についてですね。

本来、建物というのは、誰かが住んでいて風通しをよくしているから建物が強いんであろうかと思うんですけど、この1年数カ月間にどのような管理、実際にはまだ利用されていないという中であったら、協議はしているけどもという、それは1年何カ月の間は誰がどういうふうに、役場の建物やけ、役場が管理していると言えればそこまでのもんかもわからんけども、どのような管理をされていましたか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

閉館になってから1年以上たっている現状がございます。もちろん西口議員がおっしゃられるように、人が住まないと劣化が激しくなるということで、定期的に、不定期ではありますけども、換気扇をつけに行ったりとか、畳を上げに行ったりとかというような感じで管理のほうはさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 10点目です。

電動カートの充電場所という、これ、30キロも走るとは知らなかったんやけど、私が聞いたときは、大体10キロは走って、そういうふうに話を聞いていたんで、それやったら短いと、それだけ性能がよくなってんのかもわからんけども、充電場所が増えれば、例えば集会所にしても、そういうところで役場ににしても、役場でも役場の支所でも、そういうふうな箇所があればいいのになと思ひ、そういうふうにこれから先、高齢者が増えてくる、増えてきたときに、役場へ行くんでも、どこへ行くんでも、たとえ役場で用事ができている、ふれあいサロンとかを使うんでも、その間に少しでも充電ができたらいいのになと。

それを誰でもできるというふうになったら、たまたま今回、きょう電気が少ないんですまんけど入れさせてくれよと、そうじゃなくて、誰でも使えるというふうにすれば、遠慮なく使える。今あったら、もし万が一、ほかで誰もたまたま今回だけ使わせてくれよという遠慮があるけど。だけど、そうじゃなくて、もっと利便性のええもんになんのかなと思う。その点、ちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきます。

電動カートの走行距離なんですけど、30キロというのは平坦な道での走行でして、坂道などを走る場合は20キロぐらいに落ちる可能性があります。

西口議員さんのどこでも利用できて気軽に利用できるようなになったらいいのかなということについては、町としまして、そういう足が悪い方については利用していただいているという現状を踏まえて利用できるような環境を整えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 西口 優君。

○7番（西口 優君） 11点目の自治会の存続ということについて。

まず、町内を見渡すと、数軒、本当に数軒しかないという自治会がたくさんあります。そうしたときに、本当に高齢者が隣近所まで何百メートルもあいているような中で、これが可能かなと。うちのあったら、うちの班よりも少ないというふうな、そういうふうな中で、本当にこれが自治会としての存続できるのかなと、こういうふうに思うことが多々あります。

だから、それは役場というのは世帯数というので決めているのかな。3軒か4軒しかなくても自治会という。だけど、現実問題として、これが自治会として存続できるかなと。それも高齢者の、かなりの高齢者の人しかいてないという、こういった中で自治会の存続というのは本当にどこまでを考えてんのかな。その線引きはしていないのかもわからなくて。線引きはしていないのかもわからんけども、本来はどこかで決めとかなんだら、もう1軒になったら、1軒は自治会じゃないやろうけど、そういうふうなことが起こり得るわけやしな。

それも、ごくごく近い将来、もうそれが起こるわけですよ。だから、ある程度そういうふうなガイドライン、それとか今現在、区長さんらとも深い話をしとくべきじゃないかなと。この点について、最後の答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 行政区に駐在員さんといいますか、区長さん、自治会長さんを今現在置いて64名おります。確かに議員がおっしゃるとおり3軒ぐらいの行政区もあって、そこで区長さんになっていただいて、町とのパイプ役を務めていただいているんですけど、今回こういう御意見、この議場でも御提案をいただきましたので、区長連絡協議会という場がありまして、その協議会でこういう意見も出たということも

踏まえて、町全体で区長のあり方であるとかというのを協議していただくいい機会になったと私もありがたく思っているところです。

それで、町としては、地区に対して合併せえじゃの、どうせえというのはなかなか言いにくい立場でありますんで、できるだけ町としては、アドバイスの的にはかかわるんですが、強制的な部分というのは考えにくいなとは現時点では思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、西口委員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 ３時０３分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ３時１７分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、１番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（１番 桐山尚己君 登壇）

○１番（桐山尚己君） ２点、質問いたします。

１点目、役場の自己変革能力についてお伺いします。

世の中は常に変化しています。戦後の高度経済成長期から低成長期を経て日本はバブル景気に突入し、当時はここ紀美野町でも好景気の恩恵を享受されていたことと思います。しかしながら、バブルがはじけ、景気が悪化し、デフレが常態化するとともに、少子化、高齢化が進み、人口増加の時代から人口減少の時代へと突入いたしました。バブル崩壊後、失われた１０年が２０年になり、３０年になろうとしています。日本全体の成長がとまり、人口が減少する中で、つまり環境が劇的に変化する中で我々紀美野町はどのような未来を見出していくべきか。その方向性は、第２次長期総合戦略に策定されているとおりであります。

しかしながら、劇的に変化する環境に合わせて、第２次長期総合戦略を遂行するには、我々自身が過去と決別して自己を変革していき、戦略を具体的な施策に落とし込んでいく必要があります。

そこで、質問します。

紀美野町役場は、現在の役場全体の自己変革能力をどのように認識し、評価しているのでしょうか。

また、自己変革能力を高めるために、具体的にどのようなことをしているのでしょうか。

2点目、一部除草剤に含まれるグリホサートの問題について質問します。

現在、日本で流通している除草剤の中にはグリホサートという成分が含まれているのがあります。グリホサートは、発がん性を有する疑いがある、あるいは自己免疫疾患、自閉症や認知症を誘発する可能性や、精子数の減少、胎児の発育に影響を与える可能性なども指摘されているようです。WHO、世界保健機関の関連組織であるIARC、国際がん研究機関は、グリホサートを発がん性分類リストの2番目にリスクが高い2Aに分類しています。2Aというのは、人に対して恐らく発がん性があると、そういうものです。

グリホサートを含む除草剤の代表的なものにラウンドアップがあります。フランスでは、ことし1月、ラウンドアップ及びその関連商品の販売を禁止しました。その他多くの国がラウンドアップやグリホサートを含む除草剤の輸入や販売を禁止するか、禁止に向けて動いているようです。

アメリカでは、ラウンドアップでがん、具体的には悪性リンパ腫になったとしてラウンドアップの製造メーカーであるモンサント。モンサント社は、もともとアメリカの会社ですけれども、ドイツのバイエル社に買収されています。このモンサントに起こされた訴訟で、同社が2億9,000万ドル、約320億円の賠償金の支払いを命じられたり、直近では先月、カリフォルニア州の夫婦に約20億ドル、約2,200億円の賠償金を支払うように命じられています。同様の訴訟がアメリカ国内だけで実に約1万3,000件起こされていると、そういう報道があります。

欧米のマスコミがこの問題を大々的に取り上げる一方で、日本の大手マスコミがこの問題に触れることはまずありません。そのような中、日本の行政もなぜか海外の流れとは全く逆に、一昨年、グリホサートの残留基準を大幅に緩和しました。紀美野町でも補助事業としてラウンドアップの支給を行っていると理解していますが、我々町民の健康、安全に問題はないのでしょうか。

以上2点です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 桐山議員の１点目の役場の自己変革能力についての御質問にお答えいたします。

役場を取り巻く状況は、地方分権や住民サービスの多様化・高度化により大きく変わってまいりました。地方分権により制度の制定から運用までの実行力と責任が求められ、住民サービスの多様化・高度化により、高齢化や過疎化が進むことで、これまで以上のきめ細やかなサービスが求められるようになりました。

このような中、職員の実務の能力や政策形成能力、専門知識の習得などを身につけなければなりません。このため、職員の能力向上を図るため、積極的に取り組んでいるところであります。職員研修実施計画により、計画的に研修に参加できるよう環境を整えるとともに、地域の行事などにも積極的に参加するよう情報も提供しております。職場においては、人権研修、新規採用職員の研修、セキュリティ研修、県等への派遣研修も行っています。

また、公務事務は、前例踏襲主義によるところが多いと言われていますが、当町では担当職員の提案による事務事業評価制度を設け、住民のニーズに合った事業であるか、事業の見直しが必要か、新規事業の内容はこれでいいかなどの協議を毎年行っています。

また、職場の環境づくりにも力を入れているところでありまして、役場全体の年間目標を掲げ、各課においても目標を定め、職場内の連帯感を高めつつ、目標達成に向けて業務に当たっているところです。

まちづくりは、住民と行政がともに力を合わせて取り組まなくてはなりません。町職員が責任感と誇りを持ち、地域の担い手として意欲と行動力のある職員の育成に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから、桐山議員２問目の一部除草剤に含まれるグリホサートの問題についてお答えさせていただきます。

本町では、町道の維持管理の一環として、区長さんの要望に応じて除草剤の配布を行っております。これは、雑草等が生い茂った場合、結果的に道路の幅が狭くなり、通行に支障を来すためであります。区長さんを初め地域の皆様において、町道の維持管理に御協力いただいております。

本町で現在配布している除草剤は、商品名ラウンドアップマックスロードとバスタという一般販売されているものとなっております。このうち、ラウンドアップの成分にはグリホサートが含まれております。この成分が人体にどのような影響を与えるかは、農薬として昭和55年に初回登録されてから現在まで、この成分が直接的な原因として発がんに至った事例を伺ったことはございません。本町では、あくまで道路の除草作業用として配布しておりますので、御使用の際には使用上の注意を熟読の上、御使用いただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従って、質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） まず、1点目の役場の自己変革能力に関してですけれども、再質問をいたします。

役場内でさまざまな自己変革のための取り組みをされているというふうに理解はいたしました。研修等を含めて外部の異なった機関に職員の皆さんを派遣し、そこで全く違った環境の中で新たなことを学んでくるというふうな、そういうふうに理解をしたんですけれども、例えば県庁、県庁も私としてはすごくいい派遣先だとは思いますが、例えば全く視点を変えて民間企業、そういったところに派遣すると、そういうことも可能ではないかと思うんですね。しかも全く異質な組織である民間企業から学んでくるものも、もしくは民間企業のほうから学ぶことのほうが私は多いんじゃないかというふうに思うんですけれども、今後、そういった民間の企業に対して町の職員の皆さんを派遣、研修していただくという、そういうお考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員にお答えいたします。

今後の研修ということでございますので、私のほうから、その意向を説明させていただきたいと思います。

今現在は、先ほど総務課長のほうからいろいろ説明させていただきましたが、あらゆる研修に職員が参加できるような体制をとっていかうよと、そして職員が研修を受けることによって職員の自己研鑽、これにつながっていくよという趣旨から、町村会でやっている研修、そしてまた県のほうでやっている研修ということに極力参加をさせておるところでございます。

そんな中でございますが、県庁へも市町村課のほうへ職員を派遣したり、そうした方針もやっています。しかしながら、今、桐山議員がおっしゃられたように、民間への派遣というのはまだやっておりません。といいますのは、やはり職員の定数がございまして、限られた定数の中で職員は一生懸命それぞれの仕事をこなしていただいております。したがって、県庁へ派遣しているのはもう本当に精いっぱいだというのが今の現状でございます。

しかしながら、私も町村会の役員をさせていただいたときにも、県の市町村課長また総務部長に対しまして、今の職員定数はおかしいぞと、もっと余裕を持った定数を、一遍ビジョンを見直せやんかという話までさせていただいたところでございます。

そんな中で、町にしても10年間のそうした計画、定数計画がございます。それのところで今ほとんど計画どおり職員数を減にして、減らしながら今対応しているというのが実情でございます。これにつきましては、御承知のとおり、紀美野町、やはり税収の財源だけではやっていけない。そんな中で、地方交付税をいただきながら行政をやっているというような実情の中で、県や国の指導に従って定数を維持しているというような実情でございます。

今後、議員のおっしゃられるように、一遍民間へ出してみたらどうやろと、県のほうでは、これはもう民間へ出しています。派遣しています。しかし、今、当町におきましては、現段階においてはまだ民間へ出すだけの余裕がない、それが実情でございますので、今後の研究課題というんですかということでひとつ御理解を賜れたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君）

桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君）

今の町長の御説明から、非常に苦しい台所事情ということ

は理解いたしました。

ただし、我々は一地方自治体として、今後、厳しい環境下で生き残っていかないといけないという状況にあるわけですね。そのためには、我々自身が変わらなければいけない。それは、町の職員だけではなくて、我々議員も変わらなければいけないし、町民の皆さんにも変わっていただかなきゃいけない。町の全てが変わらなきゃいけないと私は思うんです。

その中で、まずは役場がリーダーシップを発揮して、厳しい中でありながらも何とか新たな試みをしていくんだという、そういう事例をぜひとも見せていただきたいなというふうに思っておりますので、今後とも検討のほどよろしく願いいたします。

次に、２点目、よろしいですか。

○議長（伊都堅仁君） はいはい、どうぞ。

○１番（桐山尚己君） 失礼しました。

最初の質問に対して、もう一点追加で質問させていただきます。

役場内で何年か前から考課制度を導入されたというふうに聞いておるんですけども、その中の考課項目、いろんな項目があると思うんですが、その中にぜひ挑戦という項目を入れていただいて、挑戦した職員を評価すると、そういうことにしてはどうかというふうに個人的に思うんですけども、その考えに対してどのようにお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 人事評価制度を３年前から導入してございます。それで、紀美野町役場の年間目標におきましても、挑戦、それから創意工夫、自己研鑽、職場の輪という、これは紀美野町役場年間目標を立てて各課の柱などに、見えるところに張っております。ですから、今、議員がおっしゃられた挑戦ということは、私どもも非常にしっかりと挑戦に力を入れているという意味としてとっていただければ結構かと思います。

それで、人事評価をするときにでも、いろんな項目で点数なり、そういうものを評価するときにつけるものがあるんですけど、役場で大きな事業にかかわったりとか、いろんな自分の部署以外のところのもので協力していったりとか、そういうことをした職員というんですか、そういう方にはやはりプラスの評価といいますか、そういうものはつけるようには実際にしておりますので、今後ともやっぱり挑戦であるとか創意工夫した

人という、そういうものをどんどん評価していったって人材育成につなげていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） では、2 点目の質問に関する答弁に対して再質問いたします。

先ほどの答弁、御説明では、昭和 55 年の農薬登録以来、ラウンドアップに関しては発がんの事例は聞いたことがないということで、つまり問題はないという認識を持って支給していると、支給事業を行っていると、そういうふうに私は解釈したんですけども。

海外に目を向けてみますと、先ほども申し上げましたとおり、フランスであったり、その他スウェーデンであったり、マレーシアであったり、何カ国も禁止されているものです。しかも、WHO の関連機関が恐らく人に対して発がん性があるであろうという解釈をしているんですね。

一方で、ラウンドアップを日本で販売している会社のホームページには、同じ国連の機関でも残留農薬専門家会議というのがあって、そこに関しては、食を通じてグリホサートが人に対して発がん性のリスクとなるとは考えにくいというふうに発表していると。もしくは、アメリカの米国環境保護庁、EPA は、グリホサートは人に対して発がん性があるとは考えにくいと結論づけた評価書案を公表したというような、全く同じ国の中でも逆の研究結果が出ていると、そういう状況にあるようです。ですから、一概に発がん性があると言い切れるわけではないと思うんですね。

ただし、司法の世界でしたら疑わしきは罰せずが原則ですけども、こういった我々の健康、安全、生命にかかわるようなことに関しては、疑わしきを避けて通るべきだというふうに私は思うんです。

個人はいいですよ。個人は、個人個人の考えでこういった情報を総合して個人の判断で使用されるのであればいいですけども、公共の機関である役場が支給すると、疑わしいと思われるものを支給するということに対してどうなのかというふうに私は思います。それに関して、再度答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、桐山議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も薬学のほうは無学でございまして、土木のほうが専門でございますので、私の答えが合っているかどうかというのはちょっとあれなんです、私が知り得た文章によりますと、2015年7月に、先ほど桐山議員がおっしゃるIARCが人に対して恐らく発がん性があるグループ2Aであるということを発表しておるということではあるんですが、一方、日本では内閣府食品安全委員会が2016年に神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認めなかったと結論づけた評価書を発表しておりますという文面がございました。

同じく食品安全委員会によりますと、利用可能な全ての試験の質及び信頼性を含め総合的に判断した結果、グリホサートは生体において遺伝毒性はなく、人に対して発がん性物質ではないと結論づけているという文面が出てございます。

これが全て合っているとは私は思わないんですが、うちが除草剤を支給するに当たった過程といたしまして、これは、町道の先ほど申し上げましたとおり維持管理に地元にご協力をお願いしておるわけです。本来であれば、草刈り機等々で除草していただければベストだと思うんですが、高齢者も多く、また範囲も広いという中で、労力の削減を求めるといえるのか、そういう要望も地元からございましたので、それを加味した上で現在も続けさせていただいておるといったところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 桐山君。

○1番（桐山尚己君） ただいまの返答内容では、理解は私はできません。先ほども申し上げましたけれども、日本国の国の機関が大丈夫だと言っている、他国ではそうではない事例がもう幾つもあるわけですね。なぜか。他国では大々的に報道されている内容のものが日本の大手マスコミではほとんど報道されていない。ですから、ほとんどの国民の皆さんは御存じない。こういう問題が外国で起きていることすら御存じない。裁判が起きている、裁判で賠償金の支払いを命じられている、そういうことすらも御存じない。

そういう状況の中で、紀美野町は、本当に日本国の一研究機関の研究結果をもとにそこだけを信じて支給を続けていってもいいものなのでしょうか。例えば薬害エイズですとか、アスベストの問題ですとか、石綿、あと水俣病、ハンセン病患者の件、いろんな問題が過去ありました。ほとんどが行政の一機関もしくは一担当者、一部の人間がその危険性

をある程度認知もしくは予知できたにもかかわらず、当時必要な、もしくは妥当な策を講じてこなかったために問題が大きくなった。いわゆる不作為の罪とか不作為の責任というものが問われるわけですね。そういったことにもなりかねないと思うんです。

ですから、私は、町としてはそういう疑わしいものには手を出すべきではないんじゃないか。一切除草剤を否定しているわけではないんです。一部のグリホサートを含んだ除草剤、これは避けるべきではないかと。不作為の責任を問われないうちに避けるべきだというふうに本当は言うつもりではないんですけれども、町民の健康を考えたらやはり避けるべきではないかというふうに考えるんですけれども、それでもなお継続していくお考えでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

確かに町がそれを給付する、与えて除草していただくということに対しては、やはり町としても作為的な一面もあるかと思っています。

したがいまして、今おっしゃられているラウンドアップが発がん性があるんかないんか、そうしたことを一つ、上級官庁である県や、また国のほうへ問い合わせをして、その見解を聞いた上で検討してまいりたい、そのように思います。

やはり危険なものにはということもあろうかと思いますが、ただ、行政が与えているというのと個人の方が自分で買ってきて自分が散布しているというのとちょっと意味合いが違うかと思っていますので、今後の検討課題としてひとつお預かりしたいと、そのように思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今、町長がお答えいただいたように、県あるいは国の管轄の機関にお問い合わせいただくなりということも大事だと思うんですけれども、ぜひとも海外の事例にも目を向けていただいて、十分調査をしていただいて、実態を把握していただいた上で御判断いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、桐山議員の一般質問が終わりました。

続いて、9番、向井中洋二君の一般質問を許可します。

（9番 向井中洋二君 登壇）

○ 9 番（向井中洋二君） それでは、3 点お伺いします。

まず最初に、減災対策について。

昨年の台風 21 号により引き起こされた倒木が林道・町道・国道などに覆いかぶさり、通行を妨げました。孤立する地域もできるほどの被害が町内で発生いたしました。早急に倒木は伐採していただき、通行はできるようになりましたが、その後、放置された伐採後の木材が谷川などに残されていることから、このままの状況では谷川を塞ぎ、災害を引き起こす可能性があると考えます。今後の台風や集中豪雨に備え、放置木材の処理対策についてお伺いいたします。

2 点目、防災行政無線放送についてであります。

防災行政無線放送は、異常気象時の地域住民が情報を入手する手段として大きな役割を担っています。雨や風が強い日など防災情報が届きにくい状況にあると思われれます。こうした問題解決のために、住居内への戸別受信機の導入も含めた町の考え方をお伺いします。

3 点目、常備消防の充実・強化の取り組みについてであります。

広域救急体制の必要性和今後の取り組みについて、以前質問させていただきました。そのときの答弁で、広域体制の確立が喫緊の課題であると認識しており、より効率的な業務執行が可能となるような消防広域化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えていますとお伺いしました。そこで、広域救急体制の充実・強化に向けた進捗状況についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

（9 番 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、向井中君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから、向井中議員の 1 問目の減災対策についてお答えさせていただきます。

去年の台風 21 号により、本町は町内全域で多大なる被害を受けました。特に、強風による倒木の被害が多く、道路の通行不能や電柱倒壊による停電、断水など生活への影響は甚大なものとなり、改めて自然の驚異を知らされる形となりました。

まず、生活への影響が大きい移動手段の確保として、道路を通行可能にすることに努め、道路支障物として所有者の許可の有無にかかわらず、倒木の切断を実施しました。

その後、関西電力等と連携をとりながら、倒壊電柱の建てかえに伴う倒木処理を実施し、電気の復旧に積極的な協力を行いました。

議員御指摘の谷川等に倒れている樹木についてですが、町内全域での倒木数が多いため、また個人の財産であることから、道路支障物と同様に、災害防止の観点からも区長さんと協議し、伐採しているところでありますが、全部が終わっていない状況となっております。現在、町道志賀野線沿いの谷川の倒木を撤去し、町道谷線沿いの倒木の撤去に着手しているところであります。今後も谷川等の状況を確認して進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 向井中議員の２点目の防災行政無線放送についての御質問にお答えいたします。

先ほどの美濃良和議員の一般質問の回答と重複しますが、御了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

本年度、町内全域をデジタル設備に統一するため、準備を進めているところであります。放送の声が聞こえにくい場合は、放送内容はフリーダイヤルで確認していただくようお願いしてきたところです。

今回のデジタル化により、新システムの導入を図ることに伴い、住民の方々に個々に情報を伝達することができるよう、改修をする予定でございます。

その内容といたしまして、携帯電話やスマートフォンをお持ちの方には、メールやアプリを登録していただき、情報の配信を行ってまいりたいと考えております。また、障害のある方や携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方などには、システムから御家庭に電話がかかり、お知らせすることも可能となります。

なお、登録件数につきましては、アプリは制限はございません。メールは３，０００件、電話・ＦＡＸで５０件を現在予定しております。

以上、御理解いただきますようお願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、向井中議員の3点目の御質問、常備消防の充実・強化の取り組みについてに対してお答えさせていただきます。

平成28年9月から約1年間、指令業務の共同運用を行う4消防本部で消防広域化の可能性について研究を行いました。その結果、岩出市と紀の川市を管轄する那賀消防組合消防本部は、一部地域の広域化ではなく、県を一つとした広域化が効率的であるとの理由から、以後の検討には参加しないとの意思表示をされました。その後は、和歌山市、海南市、紀美野町の2市1町で消防サービスの充実・強化及び投資の効率化と参加自治体のコスト縮減を基本方針としてさらに検討してまいりましたが、全ての参加自治体がコスト縮減との結論を得られなかったため、現在検討を中断しているところでございます。

なお、平成30年4月1日の市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部改正を受けまして、昨年度から和歌山県として消防広域化推進計画の再策定に着手し、現在も検討中であると聞いてございます。この推進計画が示された後に、これに沿った形で前向きに研究してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

9番、向井中洋二君。

○9番(向井中洋二君) まず、1点目の減災対策についてであります。谷地区とか志賀野地区で今もう作業に入っているということで大変ありがたいと思っておりますが、あと残りといいますか、あとそのほかの町内で喫緊にそういう谷川を塞いでいて取り除かなければならないといった場所、どの程度把握されているのか、お伺いします。

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、井村君。

○建設課長(井村本彦君) 場所についてでございますが、これは、かなりの件数がございます。各区長さんからも御要望いただいている件もございますし、実数何件かというのは申し上げにくいんですが、もうかなりの件数があるということを御理解いた

だきたいと思います。

それから、それに伴う予算といたしまして、ことしは通常3,000万であった生活関連予算のほうも5,000万つけていただいておりますので、その中で対応できるかどうかはちょっと疑問といたしまして、頑張っってやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 把握し切れないくらいあるということですが、これも含めて随時一刻も早く取り除いていただくということをお約束していただいて、しっかりと予算に見合った、より早い迅速な活動をやっていただきたい、その部分についてはどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） できるだけできるものは早いうちにと考えてございます。

ただ、私がちょっと把握し切れなかったのは、先ほども答弁の中で申し上げさせていただいたとおり、個人のものについてはさわれないので、要望が来ている件数の中で一部個人の数との分類をして工事を施工していかなければならないということがございますので、その辺も御理解いただいて、やるのかといったらなるべく早くに対応したいということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 減災対策については、理解をいたしました。

続いて、防災行政無線の放送についての質問をさせていただきます。

先ほど総務課長から、新システムの中で個々にメールであれば3,000件、またアプリはどれだけでもと、あとFAXぐらいは50件という説明をいただきましたが、この中でいいますと、人口が8,796名、また世帯数でいいますと4,242世帯ある中でいいますと、この件数で全部網羅できるのかどうかということをお伺いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 向井中議員の質問にお答えいたします。

アプリは制限がないので、これを皆さんにできるだけ使っていただくことは必要かと思っております。メールが3,000件、電話・FAXが50件ということで、現在の

仕様書はこういう形で進んでおるんですが、電話・FAX50件というのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、数的には若干少ないのではないかというふうには思いますが、これにつきましてもやっぱり優先順位をつけたりして、どうしても必要な方には電話をかけて、そして安否情報の確認にも一つなりますんで、そういうことも鑑みて、皆さんに今度の防災無線はこういうふうになりますよと言いまして、そして広報も当然して、そしてこちらとしてもいろんな優先順位といいますか、そういうものも準備しておいて登録していただくような形になろうかと思います。

今までは防災行政無線の声だけでありましたものが今回文字で見えていただけるという、そういうのも加わっていきますので、現時点ではこれぐらいのお答えしかできないんですが、できるだけ御要望にお応えしていくように検討もしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 先ほどの答弁からいいまして、住居内への戸別受信機の導入というのは考えられてなく、新システムを使ったほうに移行していきたいということで私は捉えたんですが、それ以前に、やはり戸別受信機を置くことによって何もすることなしに情報が得られるという部分であれば、戸別受信機を置くというのが一番最初の目標でもあると思うんで、その中でいいますと、今280ヘルツ帯といいますポケットベルですね、そこのヘルツ帯を今じゃもう使われなくなりつつありますので、そこを使ったヘルツ帯の戸別受信機の設置というのはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 現時点では、その導入は考えておりません。それには、やはり送信する施設もつくと、これ、大変な金額になります。それで、今回の議会にも上程させていただいていますが、契約の件で約3億円のデジタル化に必要なお金が要りますので、まずはデジタル化、これを早く進めて、皆さんにできるだけわかりやすい情報を伝える方法を考えておりますので、現時点では議員がおっしゃったものは考えておらないという回答をさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 280ヘルツ帯ということで考えていないにしても、大変な金額がかかるということをおっしゃられましたので、それでは、その金額をある程度のそういう前向きな感じで査定なり、どのぐらい要るかということは考えられたん

ですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、おっしゃられる戸別受信機、これがあれば一番いいんです。しかしながら、四千何百件の中で戸別受信機を仮に備えたときに、1台当たり大体6万ぐらい要ということなんですよね。したがって、概算であれしますと、四六、二十四と、2億4,000万ぐらいの金がかかってくる。そうした中で、まずメール、アプリを利用しようよと。そして、それでもやはり消防とか、ああいう団体の責任者には戸別受信機を配付いたしております。そんな中で今後も進めていきたいということで、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 今、戸別受信機の6万円という話が出ましたんで、280メガヘルツ帯の受信機でありますと2万円ぐらいでデジタルでもあるんで、あとは発信する基地局がどのくらいかかるかというのは僕はちょっと把握していないんですけれども、そこも含めて一度研究していただけたらと思いますが、どうですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 280メガヘルツですか。美里地域、今、デジタルの設備は、これ、60メガヘルツなんですよね。ですから、相入れるものではちょっとないので、結局、送信というか発信する基地局が必ず要ということでありますんで、正式に見積もってもらったわけでもないんですが、恐らく億は十分、何億円はかかるであろうというようには思いますんで、その辺でちょっと御理解をいただきたいなと思います。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） また検討のほうをよろしく願いいたしておきたいと思います。

次に、常備消防のことについてお伺いします。

先ほども以前に質問したことを消防長にお伺いしました。その中で、そのときに同じように質問した中で、人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会、これ、構成員として町長が出席されています。ここでどういった話になって、どう

いうところのどういう結果が出たのかというのを伺います。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 向井中議員の御質問にお答えさせていただきます。

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会というのが平成27年度に実施されまして、総務省において種々検討をまいりました。

その結果、人口減少社会の到来に伴って、低密度化・高齢化等の進展に鑑みまして、やはり消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化、これを図ることがこれまで以上に必要となってくるといったような結論でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） その検討委員会には消防長も出られていたんですかね。

僕は、構成員である町長の意見をお伺いしたかったのでありますが、出ておられたんですか。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

構成員としては町長が一応出席をされておりました。私、随行で全ての会議において出席を、随員といたしまして出席をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） それでは、こういう会議に向けたことについてはいろいろとご苦労でやってくれていることはわかりました。

しかしながら、今、やっぱり広域で救急体制、消防体制の充実というのは大変なときに来ていると思われます。そうした中で、救急のことではありますが、今、10日に一度のペースで救急車の巡回活動などもしていただいていることは、山間部にとっては大変うれしいことだと思いますが、このことを少しでも、10日に1回を1週間に1回、また5日に1回とか、そういった形の中での考え方について伺います。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 向井中議員の質問にお答えさせていただきます。

今、議員のほうから、10日に1回ぐらいのサイクルをもう少し充実した形だという御提案をいただきましたが、現状よりも少しでも住民の方々に安心感を抱いていただけ

るような取り組み、これを創意工夫しながら行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 最後に、充実・強化に向けた町長の考えも最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、当町といたしましては、消防の広域化、これは賛成です。したがいまして、今まででも和歌山市、海南市、またあるときは那賀消防というのを含めての統廃合というんですか、一本化、これに参加させていただきまして、したがいまして、これからやはり当町にとりまして消防職員並びに消防施設、これの維持管理というのは非常に大きな財政的な負担になっております。そんな中で、できれば広域消防という中で今後とも泳いでいきたい、また対応していきたい、そのように考えておりますので、これは、もう一貫して意思は変わっておりません。

そうしたことで今後とも進めてまいります、何分にも相手がございますので、それと同調しながら、できるだけそうしたことで対応していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、向井中議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。

一般質問の途中でありますが、本日中に終了することができない見込みであります。

よって、本日の会議はこれで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

延 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これで延会します。

（午後 4時18分）